

嘉手納町墓地整備基本計画 (案)

令和 7 年度
嘉手納町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 背景・目的	1
2. 計画期間	1
3. 計画範囲	1
第2章 法における墓地行政及び上位関連計画	2
1. 法における墓地行政	2
2. 上位関連計画の整理	5
第3章 墓地を取り巻く現状	10
1. 人口・世帯数の推移	10
2. 土地利用の動向	12
3. 墓地の分布や推移	19
4. 墓地に関する取組の現状	22
第4章 住民意向調査	23
1. 住民意向調査の概要	23
2. 住民意向調査の結果	23
第5章 現状からの課題と今後の墓地需要	37
1. 現状からの課題	37
2. 今後の墓地需要	46
第6章 墓地行政の方針	51
1. 墓地施策の基本方針	51
2. 墓地の整備・誘導等の方針	56
第7章 今後の課題	61
1. 住民等への周知・連携	61
2. 民間との協力・連携	61

第1章 計画の基本的な考え方

1. 背景・目的

嘉手納町（「本町」という）では、平成26年度に「墓地整備基本計画」を策定（「現行計画」という）し、嘉手納町墓地等の経営許可に関する規則に基づいて、墓地に関する許認可事務をはじめ、墓地禁止区域の設定など、墓地行政に取り組んできたところであり、現行計画の策定から10年が経過している。

このことから、改めて本町における墓地の現状をはじめ、町民アンケートによる墓地需要のニーズ等を把握・分析を行い、今後の本町における墓地行政の方向性を検討するなど、現行計画の見直しを行い「第2次嘉手納町墓地整備基本計画」（「本計画」という）を策定する。

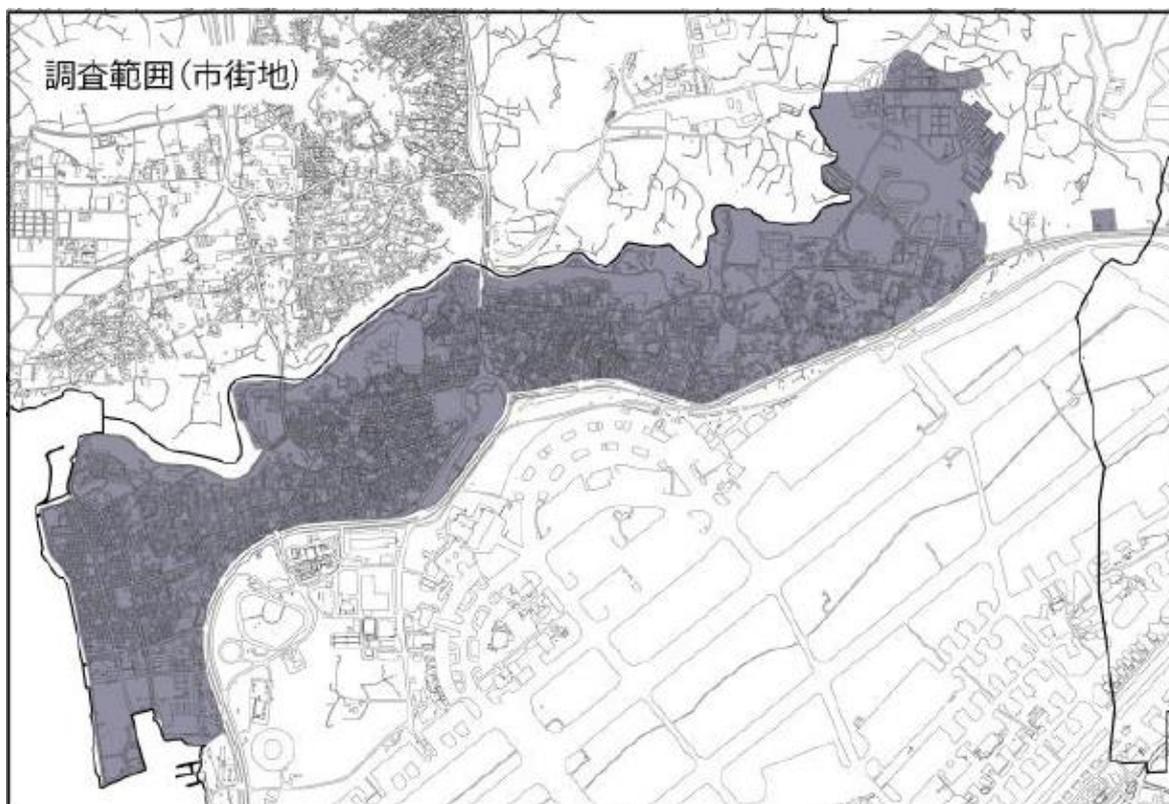
2. 計画期間

本計画は、令和7年度を基準年とし、令和8年度から10年後の令和17年度までを計画期間とする。

3. 計画範囲

本計画は、嘉手納町市街地部分の約270ha（基地を除く全域）とする。

図 調査範囲（市街地）



第2章 法における墓地行政及び上位関連計画

1. 法における墓地行政

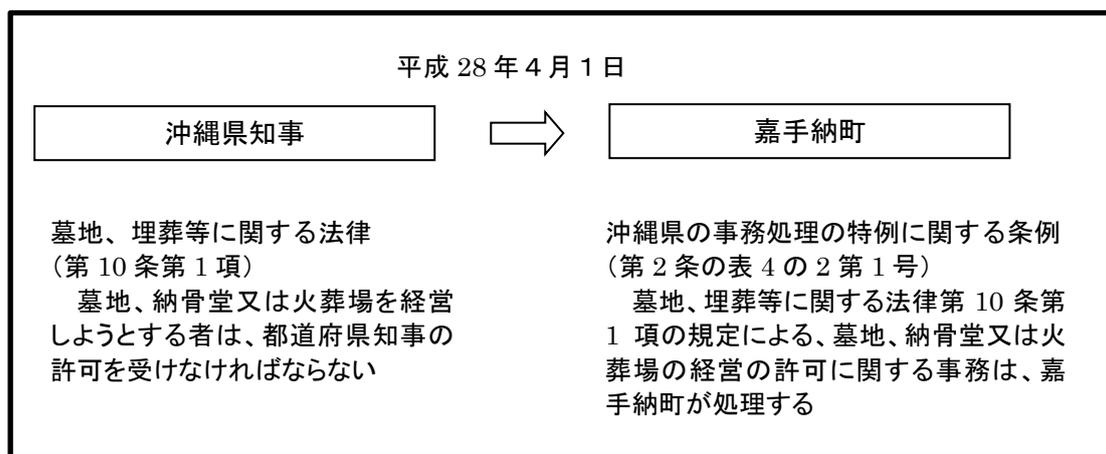
(1) 墓地、埋葬等に関する法律(平成23年8月改正)

「墓地、埋葬等に関する法律」は墓地、納骨堂、火葬場の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とし、墓地、埋葬の基本的な規制及び墓地の経営者、管理者の義務等について定めている。

本法は平成23年に改正され、墓地、納骨堂等の施設の経営許可、立ち入り検査、使用禁止令等の権限が都道府県知事から町長へ移譲されました。改正の利点として、墓地の経営許可については都市計画や土地利用との関わりが深いため、それらの権限を有する町が処理することで一体的な判断が可能になるとされている。

本町においては、平成28年度に権限移譲が行われている。

図 墓地等の形成の許可権者



墓地、埋葬等に関する法律(平成23年8月改正)の概要

第1章 総則

第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第2条 この法律で「埋葬」とは、死体を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

～省略～

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事(市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

～省略～

第4条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

～省略～

第3章 墓地、納骨堂及び火葬場

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

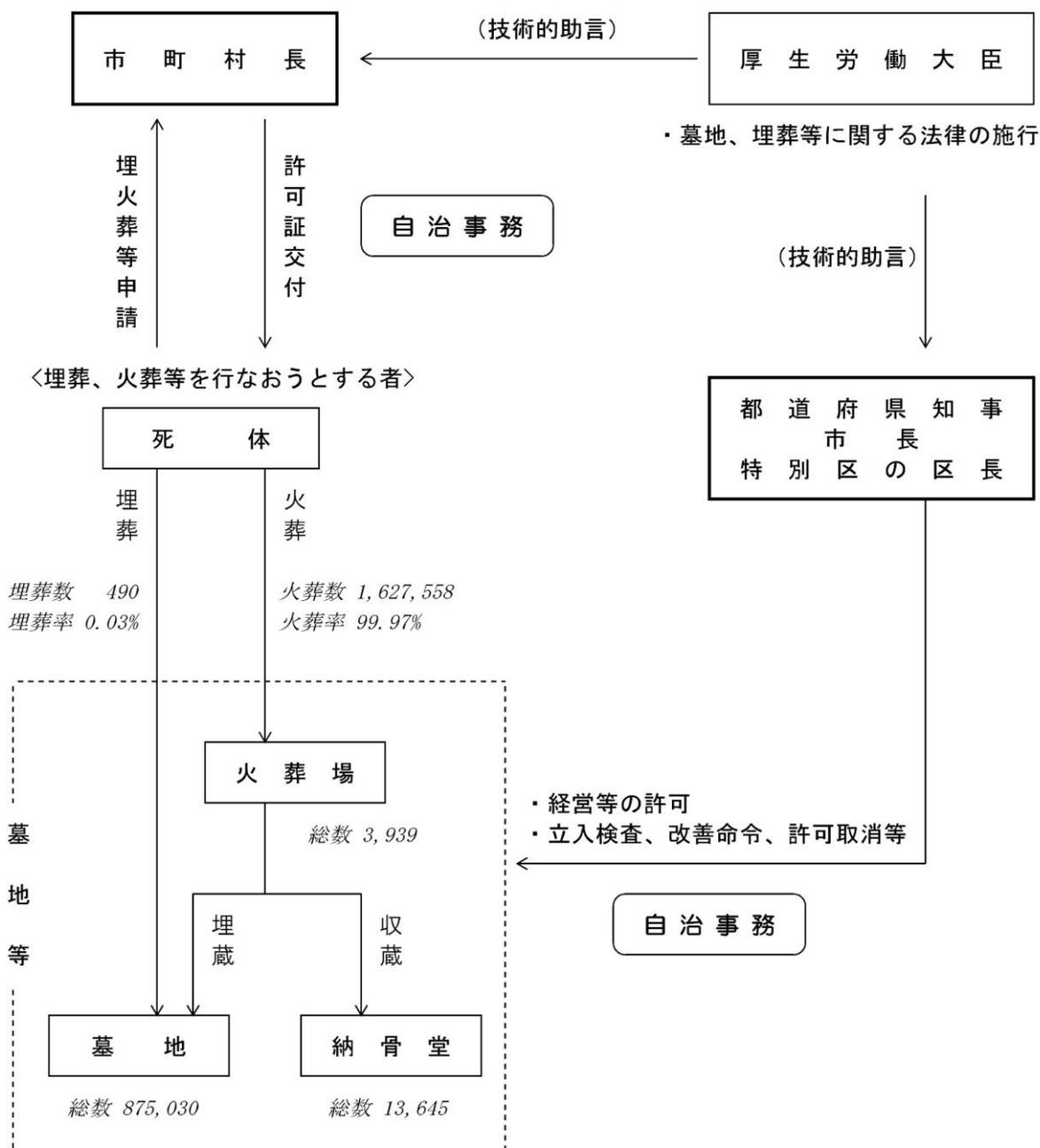
～省略～

第17条 墓地又は火葬場の管理者は、毎月5日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

第18条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

(参考)

墓地、埋葬等に関する法律に係る行政の仕組み



※ 一旦埋葬した死体又は墓地等へ埋蔵等した焼骨を他の墓地等に移す場合（改葬）には、市町村長に改葬申請を行い、許可を得ることが必要（墓地の使用者以外の者が改葬申請を行う場合には、墓地の使用者の承諾が必要。令和4年度の改葬件数は151,076件）。

統計資料：厚生労働省「衛生行政報告例」（令和4年度）

2. 上位関連計画の整理

(1) 沖縄県墓地公園整備基本指針（平成12年3月 策定）

「沖縄県墓地公園整備基本指針」は、市町村墓地公園整備の基本計画の策定、推進及び墓地行政の円滑な実施を図ることを目的として、沖縄県における望ましい墓地のあり方と、市町村が公営墓地の整備に取り組むべき方向性が示されている。墓地整備のあり方についての記載を抜粋する。

第4章 沖縄県における望ましい墓地のあり方

4. 今後の墓地整備のあり方

(省略)

今後の墓地整備は、次のとおり、公営墓地の整備促進を図るとともに、個人墓地については、原則として認めず、例外的な場合にのみ許可することとし、併せて墓地行政の実効性のある指導や規制強化を図るために「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」の条例化の検討を進めていく必要がある。

(1) 公営墓地の整備推進の必要性

公営墓地の十分な整備がされていない市町村においては、地域住民はやむを得ず高額な墓地などを利用せざるを得ず、不利益を被っており、適正な価格と管理運営の行き届いた墓地の整備をしなければならない。

墓地の経営主体については、墓地の永続的管理の必要性とともに、墓地の健全な経営の確保という立場から、墓地経営は過度に営利を追求しない公益的事業として運営される必要があるため、市町村等の地方公共団体により運営されるべきである。つまり、墓地についても学校や公園等の公共的な施設と同様に地方公共団体が基礎的な住民サービスとして積極的な提供を図ることが望ましく、現状を把握して、将来の需要を見通した行政の計画的な対応が必要である。

(2) 共同墓地のあり方

自治会等、地縁に基づいて形成された地域共同体的な団体が経営する共同墓地は、今後、利用が増える様相はないが、市町村墓地の利用ができない過疎地域での有効な墓地の管理形態として、これを認めていくこととする。

(3) 個人墓地の規制のあり方

個人墓地の許可については、山間僻地等で公営墓地等の利用が困難であり、既存の墓地地域の利用もできないような例外的な場合を除き、許可を行わない方針で望むべきである。個人墓地を広く認めると、墓地の乱開発を招き、小規模の墓地が各地に多数散在することになり、快適な生活環境を求める県民感情にそぐわないばかりか、公衆衛生の見地からも望ましいこととはいえない。

したがって、公営墓地の整備を促進したうえで、個人墓地については例外的な場合のみ許可するなど規制するとともに、無許可の個人墓地が設置されないよう、違法な個人墓地への対応等については、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」の条例化を進める中で検討して、県及び市町村の連携のもと、違反業者への勧告、氏名公表等の実効性ある適切な行政指導ができるようにしていく必要がある。

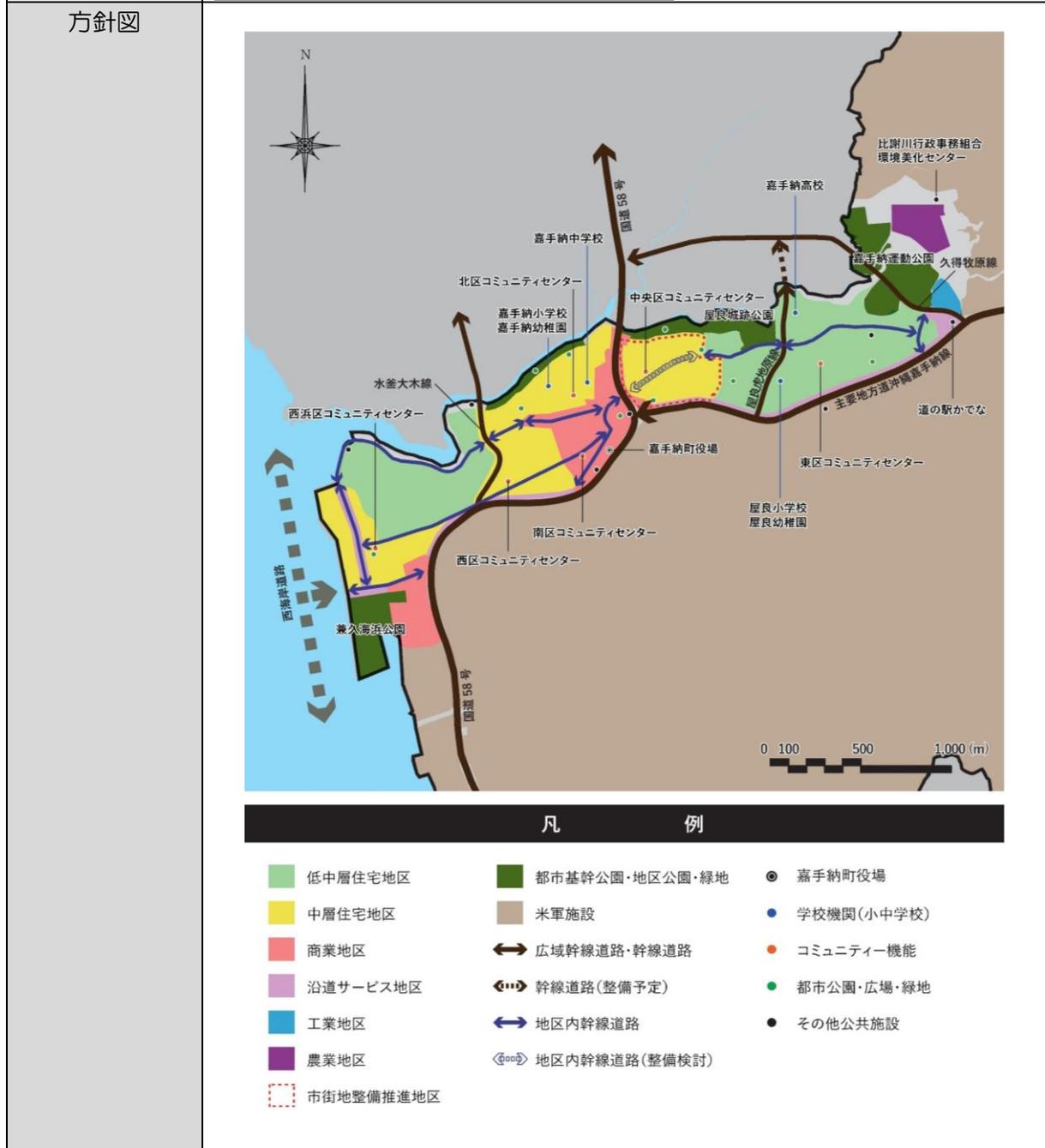
(2) 第5次嘉手納町総合計画 後期基本計画(令和6年4月 策定)

計画期間	令和6年度から5年間
将来像	ひと、みらい輝く交流のまち かでな
基本目標	<p>(1) 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかな まちづくり</p> <p>(2) 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり</p> <p>(3) 安全・安心で住みよいまちづくり</p> <p>(4) 活かに満ちた賑わいのあるまちづくり</p> <p>(5) 皆でとりくむ協働のまちづくり</p>
人口ビジョン	<p>平成27年度「嘉手納町人口ビジョン」を基に、第5次嘉手納町総合計画では、目標年次令和10年における嘉手納町の将来総人口を14,000人と設定します。</p>
基本施策	<p>3-4 土地利用と住環境の充実</p> <p>基本方向</p> <p>定住促進と快適な住環境の創出を目指し、土地利用計画、都市計画マスタープランなど各種計画に基づいた土地利用の規制、誘導を図るとともに、都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に向けて取り組みます。</p> <p>密集市街地の解消に向けた様々な対策を講じ、安全な市街地形成を推進するとともに、自然、歴史・文化、街並み等の良好な景観の創造に努め、魅力ある都市空間の形成に向けて取り組みます。</p> <p>現状と課題</p> <p>●<u>墓地については、沖縄独特の背景から墓地と住宅地が混在する状況であり、土地利用、環境衛生、住環境、景観形成等に影響が生じています。</u></p> <p><u>そのような中、平成28年度からは墓地経営の許可権限が沖縄県から移譲されました。本町では、「嘉手納町墓地整備基本計画」や規則などに基づき、霊園の適正管理や個人墓地の規制・誘導等に取り組んでいます。隣接する土地所有者や自治会長、墓入口向かいの住宅所有者から許可を得られれば設置できるというのが現状です。</u></p> <p><u>また、現行の嘉手納町墓地整備基本計画における公募区画も令和4年度の公募で全ての区画が埋まった状態にあります。</u></p> <p>施策の方向性</p> <p>5 墓地対策</p> <p><u>「嘉手納町墓地等の経営許可等に関する規則」に基づき墓地の適正な設置場所、規模・構造等、墓地利用の適正化を図ります。</u></p> <p><u>また、現行の「嘉手納町墓地整備基本計画」の公募計画に計上されていない区画で返還された区画がありますので、令和6年度以降に公募を実施いたします。</u></p> <p><u>令和7年度以降の次期「嘉手納町墓地整備基本計画」の策定作業の中でロッカー式合葬墓、葬斎場の整備を検討してまいります。</u></p>

(3) 嘉手納町都市計画マスタープラン（令和6年6月定）

計画期間	2024（令和6）年度から概ね20年後の2043（令和25）年度頃							
将来像	ひと・みらい輝く交流のまち かでな							
将来総人口	14,000人							
基本目標	<p>①限られた空間を活かし、コンパクトで連続性の高いまちづくり</p> <p>②多様な人が行き交い、賑わいと交流が生まれるまちづくり</p> <p>③活発な都市活動が創りだす持続可能なまちづくり</p> <p>④都市防災機能を高め、豊かで安心して暮らせるまちづくり</p>							
将来都市構造図	<p>凡 例</p> <table border="0"> <tr> <td>ゾーン (面)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 都市型居住ゾーン 複合型居住ゾーン 庭園型居住ゾーン オーシャンフロント型居住ゾーン 公益・産業ゾーン 斜面緑地保全ゾーン 米軍施設 </td> <td> <table border="0"> <tr> <td>軸(線)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 都市活動軸 地域連携軸 地域交流軸 自然環境保全軸 </td> </tr> <tr> <td>拠点(点)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 行政・商業誘導拠点 賑わい・交流創出拠点 レクリエーション拠点 </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	ゾーン (面)	<ul style="list-style-type: none"> 都市型居住ゾーン 複合型居住ゾーン 庭園型居住ゾーン オーシャンフロント型居住ゾーン 公益・産業ゾーン 斜面緑地保全ゾーン 米軍施設 	<table border="0"> <tr> <td>軸(線)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 都市活動軸 地域連携軸 地域交流軸 自然環境保全軸 </td> </tr> <tr> <td>拠点(点)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 行政・商業誘導拠点 賑わい・交流創出拠点 レクリエーション拠点 </td> </tr> </table>	軸(線)	<ul style="list-style-type: none"> 都市活動軸 地域連携軸 地域交流軸 自然環境保全軸 	拠点(点)	<ul style="list-style-type: none"> 行政・商業誘導拠点 賑わい・交流創出拠点 レクリエーション拠点
ゾーン (面)	<ul style="list-style-type: none"> 都市型居住ゾーン 複合型居住ゾーン 庭園型居住ゾーン オーシャンフロント型居住ゾーン 公益・産業ゾーン 斜面緑地保全ゾーン 米軍施設 	<table border="0"> <tr> <td>軸(線)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 都市活動軸 地域連携軸 地域交流軸 自然環境保全軸 </td> </tr> <tr> <td>拠点(点)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 行政・商業誘導拠点 賑わい・交流創出拠点 レクリエーション拠点 </td> </tr> </table>	軸(線)	<ul style="list-style-type: none"> 都市活動軸 地域連携軸 地域交流軸 自然環境保全軸 	拠点(点)	<ul style="list-style-type: none"> 行政・商業誘導拠点 賑わい・交流創出拠点 レクリエーション拠点 		
軸(線)	<ul style="list-style-type: none"> 都市活動軸 地域連携軸 地域交流軸 自然環境保全軸 							
拠点(点)	<ul style="list-style-type: none"> 行政・商業誘導拠点 賑わい・交流創出拠点 レクリエーション拠点 							

<p>分野別構造</p>	<p>土地利用・市街地整備の方針 方針1 戦略的・優先的な都市づくり 方針2 良好な都市景観形成に向けた土地利用・市街地整備 方針3 付加価値を高めるとしづくり</p> <p>④墓地の整理・集約 <u>令和6年度までを計画期間とする「嘉手納町墓地整備基本計画」について、本計画の改定を踏まえた、墓地の整理・適正な配置に関する指針・方策の見直しを行います。</u> <u>町内における墓地禁止区域の周知、公営墓地等への集約を促進するとともに、必要に応じた施設整備を検討します。</u></p>
--------------	--



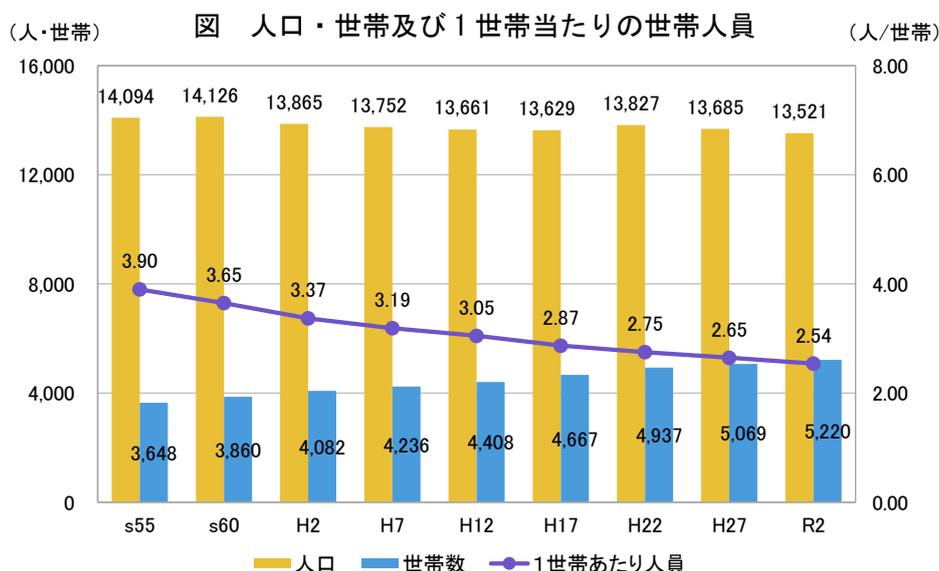
<p>地区別構想</p>	<p>4-2 東部地区</p> <p>1) 土地利用・市街地整備の方針</p> <p>②効果的な都市施設の整備推進</p> <p>地区内の各区コミュニティセンターは、地域拠点として、防災機能含め積極的な機能拡充及びリニューアルを検討します。</p> <p>学校施設については、教育や時代のニーズを踏まえつつ、適切な機能拡充や安全安心な空間づくりを推進します。</p> <p><u>ごみ焼却場や墓地・墓苑等の公益的施設は、周辺の住宅地や自然に配慮し、環境負荷の少ない施設整備及び機能強化を推進します。</u></p>
--------------	---

第3章 基地を取り巻く現状

1. 人口・世帯数の推移

(1) 人口・世帯数の推移（国勢調査）

人口や1世帯当たりの世帯人員は減少しているが、世帯数は増加している。

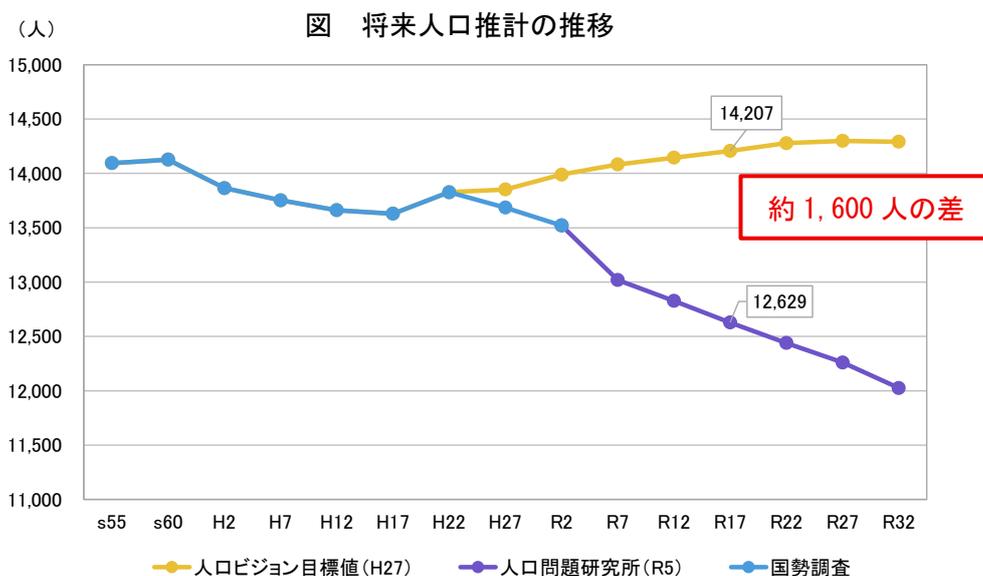


出典：国勢調査

(2) 将来人口推計

計画期間である令和17年における将来人口について、平成27年の「町の人口ビジョンによる目標値」が14,207人（※）に対して、令和5年の「人口問題研究所の推計値」は12,629人と、目標と推計に約1,600人の差が生じている。

※第5次嘉手納町総合計画では、令和10年における将来人口を14,000人と設定



出典：嘉手納町まち・ひと・しごと創成総合戦略（H27 嘉手納町） / 国立社会保障・人口問題研究所 / 国勢調査

(3) 人口の推移（住民基本台帳）

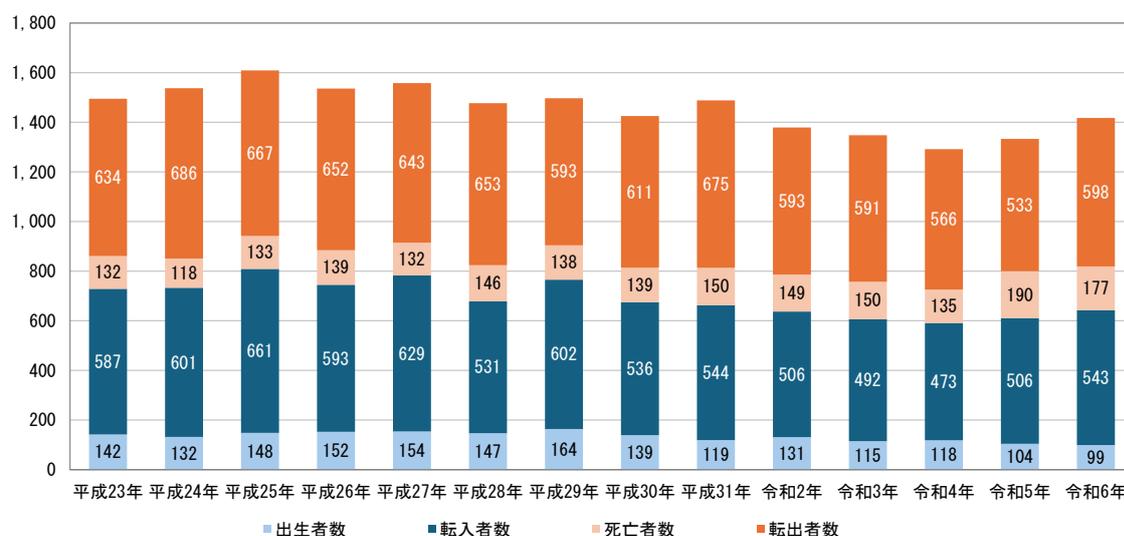
住民基本台帳における本町の人口は、令和6年度で 12,909 人であり、減少している。平成2年度の国政調査（13,521 人）と住民基本台帳（13,409 人）の差は、100 人程度である。

近年は、自然増減、社会増減ともに、減少に転じているほか、死亡者数については、150～190 人/年で推移している。

表 住民基本台帳における人口動態の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生者数	142	132	148	152	154	147	164
死亡者数	132	118	133	139	132	146	138
自然増減数	10	14	15	13	22	1	26
転入者数	587	601	661	593	629	531	602
転出者数	634	686	667	652	643	653	593
社会増減数	-47	-85	-6	-59	-14	-122	9
人口増減数	-37	-71	9	-46	8	-121	35
人口総計	13,838	13,837	13,871	13,828	13,841	13,722	13,755

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生者数	139	119	131	115	118	104	99
死亡者数	139	150	149	150	135	190	177
自然増減数	0	-31	-18	-35	-17	-86	-78
転入者数	536	544	506	492	473	506	543
転出者数	611	675	593	591	566	533	598
社会増減数	-75	-131	-87	-99	-93	-27	-55
人口増減数	-75	-162	-105	-134	-110	-113	-133
人口総計	13,681	13,524	13,409	13,271	13,154	13,039	12,909



出典：住民基本台帳

2. 土地利用の動向

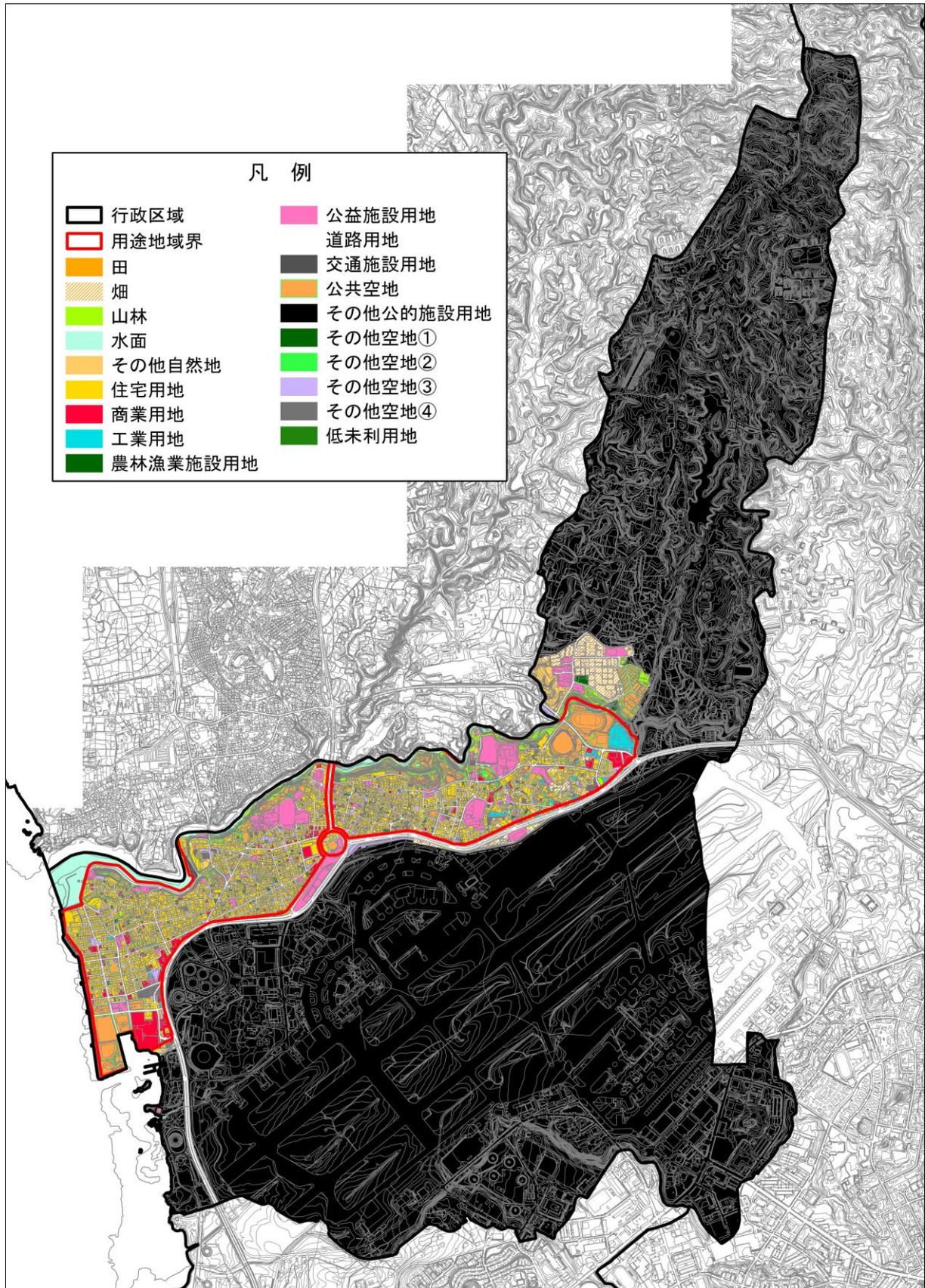
(1) 土地利用現況

町全体の土地利用現況は、その他の公的施設用地(1,236.9ha：米軍基地)が最も多く、次いで住宅用地(83.2ha)、道路用地(53.6ha)、公共空地(30.9ha)の順となっており、町土の総面積1,512haのうち半数以上(81.8%)が米軍基地となっている。なお、自然的土地利用が51.0ha、都市的土地利用が1,458.6haであり、殆どが都市的土地利用として利用されている。 ※計画範囲は米軍基地を除く：約270ha

また、用途地域内では、自然的土地利用が17.9ha、都市的土地利用が186.1haであり、90.2%が都市的土地利用として利用されている。一方、用途地域外では自然的土地利用が33.1ha、都市的土地利用が1,272.5haであり、97.5%が都市的土地利用として利用されている。

H28とR5の都市計画基礎調査を比較すると、自然的土地利用の割合は約0.8%減少、都市的土地利用の割合は約1.1%増加するほか、その他の空地が約0.4%減少している。

図 嘉手納町の土地利用現況



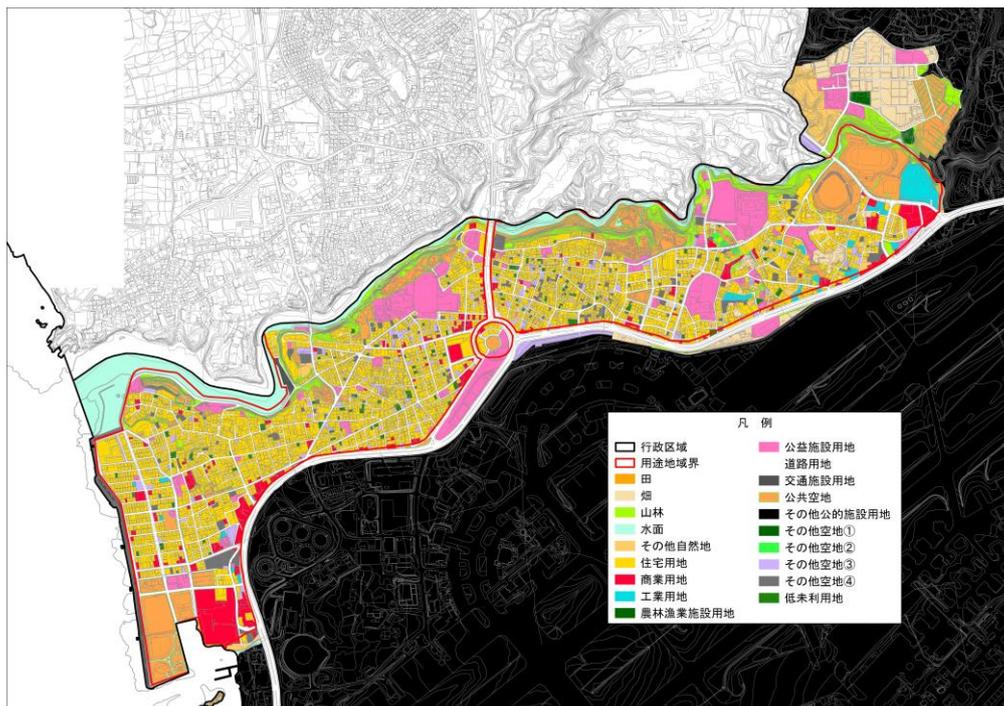
出典：都市計画基礎調査（R5）

表 嘉手納町の土地利用現況

区域区分			用途地域指定区域		用途地域指定外地域		合計	
			面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
自然的 土地利用	農地	田	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
		畑	2.1	1.0%	10.4	0.8%	12.5	0.8%
		小計	2.1	1.0%	10.4	0.8%	12.5	0.8%
	山林	11.6	5.6%	3.6	0.3%	15.2	1.0%	
	水面	2.1	1.0%	15.0	1.1%	17.1	1.1%	
	その他の自然地	2.1	1.0%	4.1	0.3%	6.2	0.4%	
	小計	17.9	8.7%	33.1	2.5%	51.0	3.4%	
都市的 土地利用	宅地	住宅用地	83.2	40.3%	0.0	0.0%	83.2	5.5%
		商業用地	11.6	5.6%	0.1	0.0%	11.7	0.8%
		工業用地	3.6	1.7%	0.0	0.0%	3.6	0.2%
		小計	98.4	47.7%	0.1	0.0%	98.5	6.5%
	農林漁業施設用地	0.0	0.0%	0.7	0.1%	0.7	0.0%	
	公益施設用地	17.8	8.6%	5.8	0.4%	23.6	1.6%	
	道路用地	31.8	15.4%	21.8	1.7%	53.6	3.5%	
	交通施設用地	0.6	0.3%	2.2	0.2%	2.8	0.2%	
	公共空地	27.2	13.2%	3.7	0.3%	30.9	2.0%	
	その他公的施設用地	0.0	0.0%	1,236.9	94.7%	1,236.9	81.8%	
	その他空地①	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	
	その他空地②	0.2	0.1%	0.0	0.0%	0.2	0.0%	
	その他空地③	4.3	2.1%	1.3	0.1%	5.6	0.4%	
	その他空地④	5.8	2.8%	0.0	0.0%	5.8	0.4%	
	小計	186.1	90.2%	1,272.5	97.5%	1,458.6	96.5%	
低未利用地	2.3	1.1%	0.1	0.0%	2.4	0.2%		
不明	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%		
合計	206.3	100.0%	1,305.7	100.0%	1,512.0	100.0%		

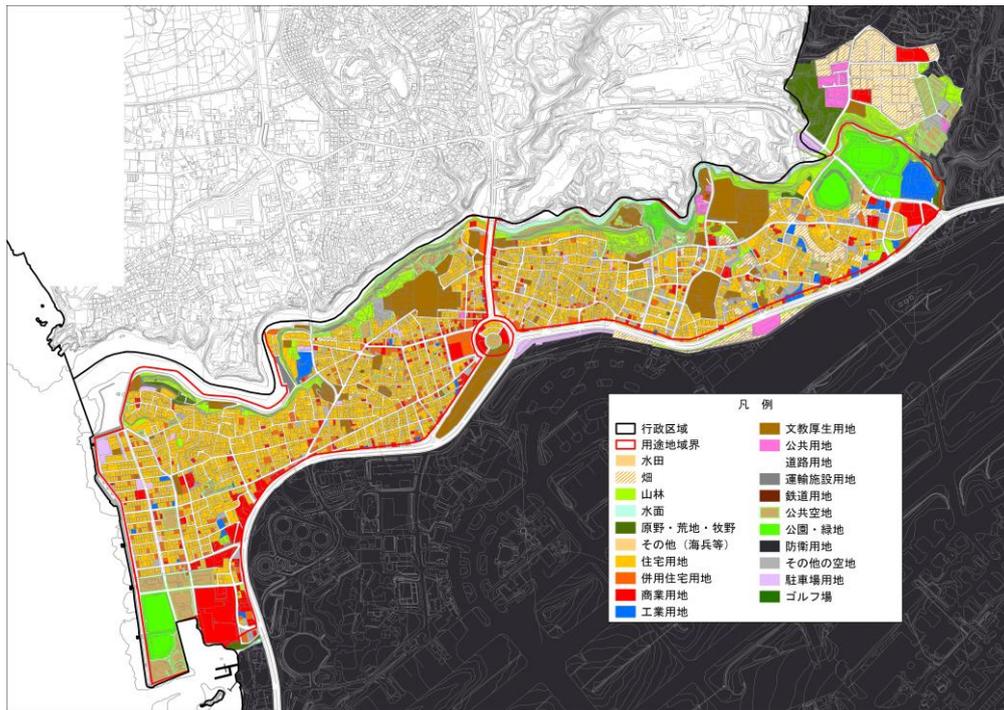
出典：都市計画基礎調査 (R5)

図 調査範囲周辺の土地利用現況 (H5)



出典：都市計画基礎調査 (R5)

図 調査範囲周辺の土地利用現況 (H28)



出典：都市計画基礎調査 (H28)

表 嘉手納町の土地利用変化

		面積 (ha)			割合 (%)		
		H28	R5	増減	H28	R5	増減
自然的 土地利用	農地	13.6	12.5	1.1	0.9%	0.8%	0.1%
	山林	16.7	15.2	1.5	1.1%	1.0%	0.1%
	水面	2.9	17.1	-14.2	0.2%	1.1%	-0.9%
	その他の自然	5.5	6.2	-0.7	0.4%	0.4%	0.0%
	小計	38.7	51.0	-12.3	2.6%	3.4%	-0.8%
都市的 土地利用	宅地	110.4	98.5	11.9	7.4%	6.5%	0.9%
	公共・公益用地	38.9	1291.4	-1252.5	2.6%	85.4%	-82.8%
	道路用地	56.6	56.4	0.2	3.8%	3.7%	0.1%
	その他の 都市的土地利用	1240.1	0.7	1239.4	83.1%	0.0%	83.0%
	小計	1446.1	1447.0	-0.9	96.9%	95.7%	1.1%
その他の空地		8.3	14.0	-5.7	0.6%	0.9%	-0.4%
合計		1493.1	1512.0	-18.9	100.0%	100.0%	0.0%

(2) 法規制

町全域が都市計画区域に指定されており、用途地域は町域の約 13.6% (206.3ha) に指定されている。

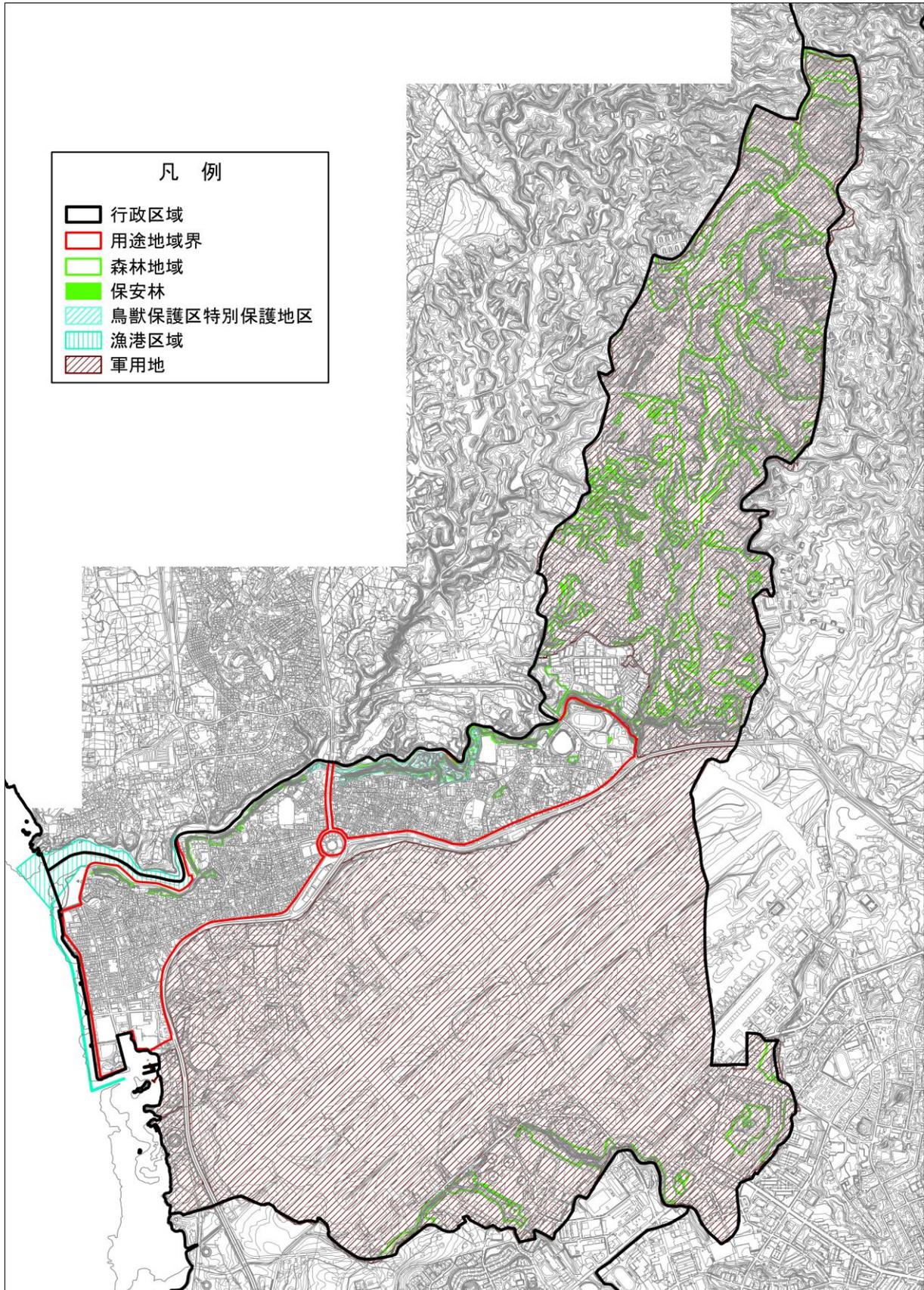
用途地域指定区域外において、森林地域が 259ha 指定されており、そのうち保安林が 2ha 指定されている。また、鳥獣保護区特別保護地区が 8ha、漁港区域が 19ha 指定されている。

表 嘉手納町の法適用現況

名称	指定面積 (ha)	
	面積	うち用途地域指定区域
都市計画区域	1,512.0	206.3
用途地域指定区域	206.3	206.3
市街化調整区域	0.0	0.0
用途地域	206.3	206.3
森林地域	259.0	9.7
保安林	2.0	0.0
鳥獣保護区特別保護地区	8.0	0.0
海岸保全区域	43.16 1660m	0.0
漁港区域	19.0	0.0
軍用地	1,240.4	0.0

出典：都市計画基礎調査 (R5)

図 嘉手納町の法適用現況

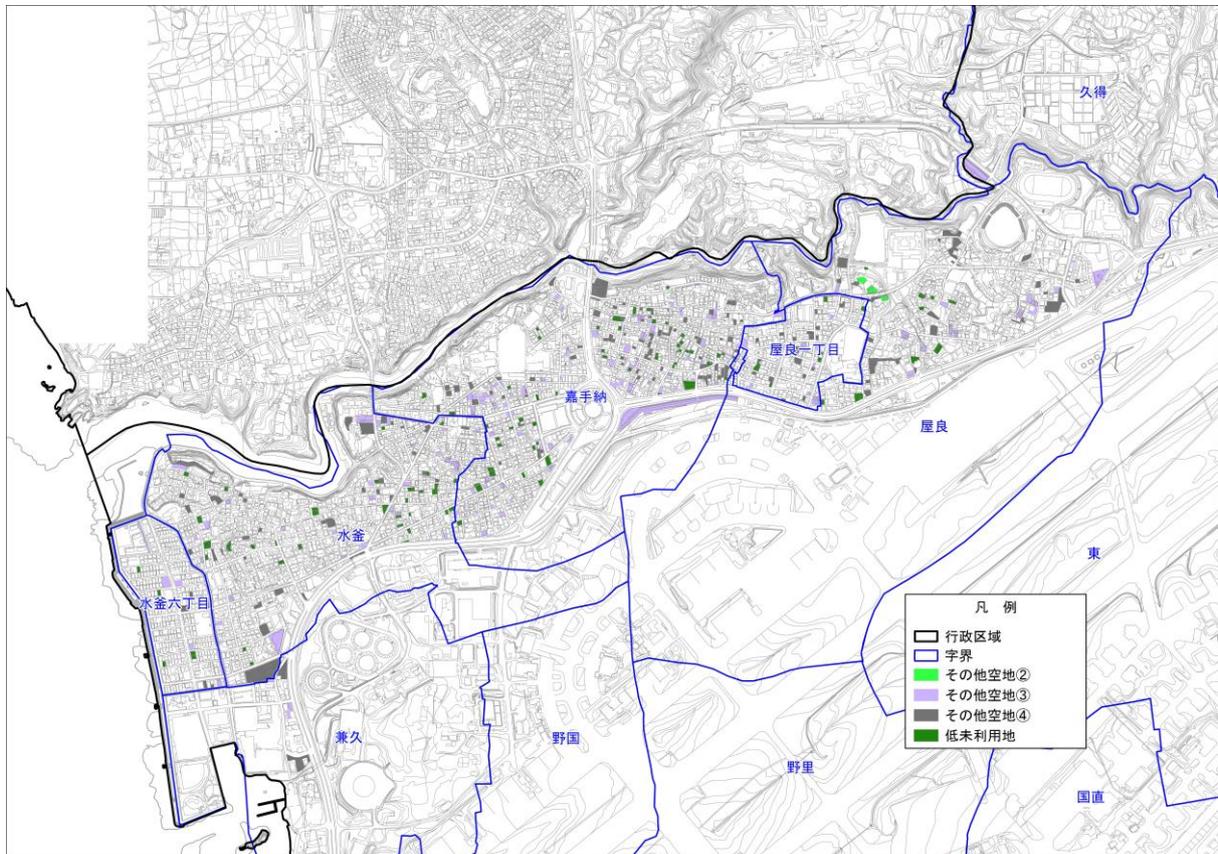


出典：都市計画基礎調査 (R5)

(3) 空地の状況

嘉手納町には、散在した空地があるものの、まとまった規模の空地はない。空地を活用した計画的な市街地の整備・改善は、困難であるといえる。

図 嘉手納町の空地の状況



公共空地	公園・緑地、広場、運動場、墓園
その他公的施設用地	防衛施設用地（米軍提供施設、自衛隊施設）
その他空地①	ゴルフ場
その他空地②	太陽光発電のシステムを直接整備している土地
その他空地③	平面駐車場
その他空地④	その他の空地①～③以外の都市的土地利用（建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、造成地等の利用に含まれないのり面））

3. 墓地の分布や推移

(1) 公営墓地の現況

公営墓地は、「嘉手納町霊園条例(昭和56年3月14日 条例第3号)」などに基づき、設定及び管理している。

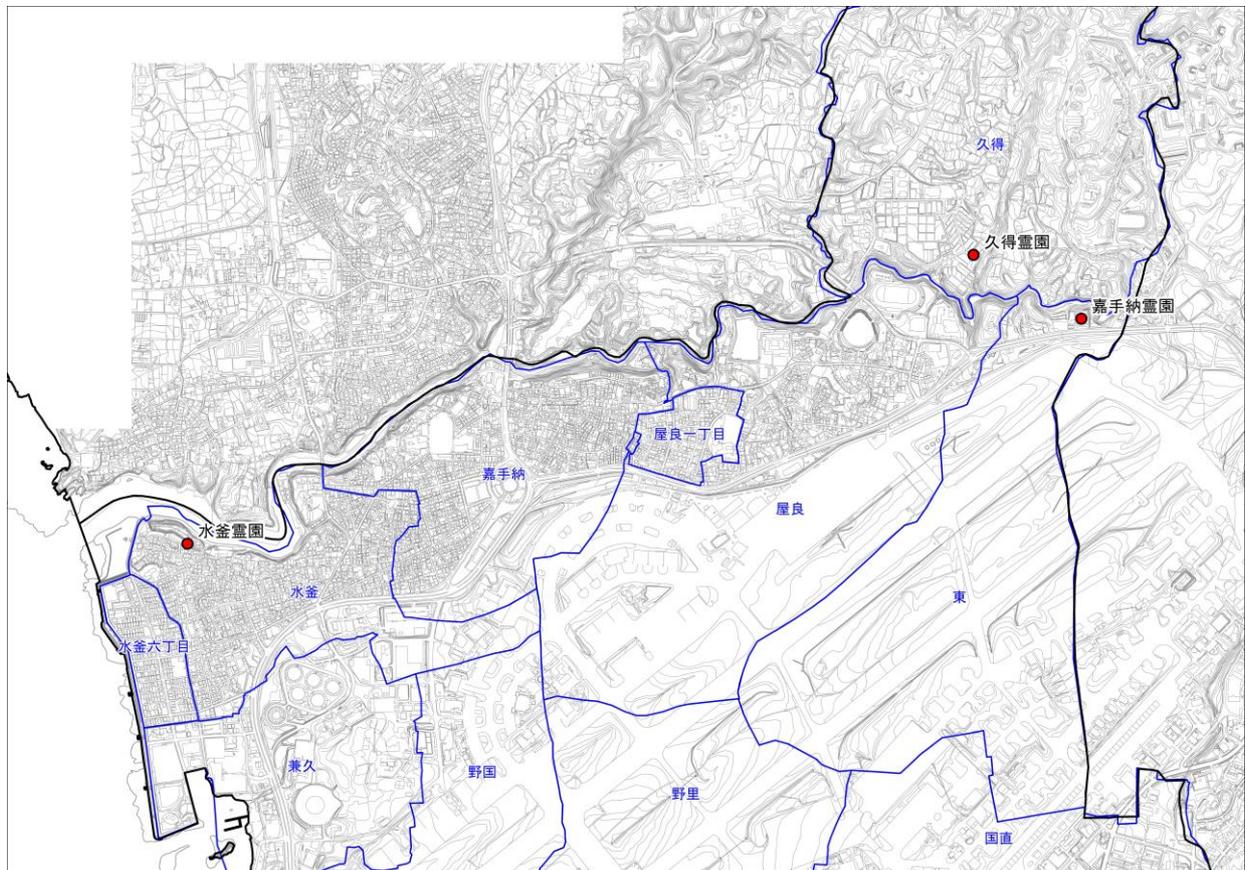
現在管理している公営墓地は3か所で42.82ha、991区画となっている。嘉手納霊園については、墓じまいなどを行った11区画に対して令和6年度に募集した。

表 公営墓地の概要

	位置	面積 (ha)	管理区画数 【内空き区画数※】	空き 区画率	備考
久得霊園	嘉手納町字久得 245 番地 【町の東側】 嘉手納町運動公園北側	41.9	772 【32】	約 4%	嘉手納基地内 (共同使用)
嘉手納霊園	嘉手納町字東 621 番地 【町の東側】 主要地方道沖縄嘉手納線沿い	0.65	199 【74】	約 37%	嘉手納基地内 (共同使用)
水釜霊園	嘉手納町字水釜 428 番地 1 【町の西側】	0.27	20 【7】	約 35%	
計		42.82	991 【113】	約 11%	

※H7.11 現在

図 公営墓地位置図



(2) 墓地の推移

墓地を建てるためには、個人墓地を含め経営許可（法に基づくもの）を得る必要がある。現行計画策定以後（平成 26 年以降）の墓地の許可件数は、32 件である。年平均 2 件/年となっている。

なお、権限移譲により平成 28 年度から、許可は嘉手納町が行っている。

表 墓地の推移

年度	既存墓地の周辺 (建て直し・名義変更・ 取り壊し+他の墓地)	新規墓地	備考
平成 26 年	2 件	1 件	
平成 27 年	2 件	1 件	
平成 28 年	4 件		
平成 29 年	6 件		
平成 30 年	8 件		
平成 31 年 令和元年	1 件		
令和 2 年	1 件	1 件	
令和 3 年		1 件	
令和 4 年		1 件	
令和 5 年	1 件		
令和 6 年	1 件		
令和 7 年	1 件		
年平均 (12 年間)	27/12=2.25 件/年	5/12=0.41 件/年	32/12=2.6 件/年

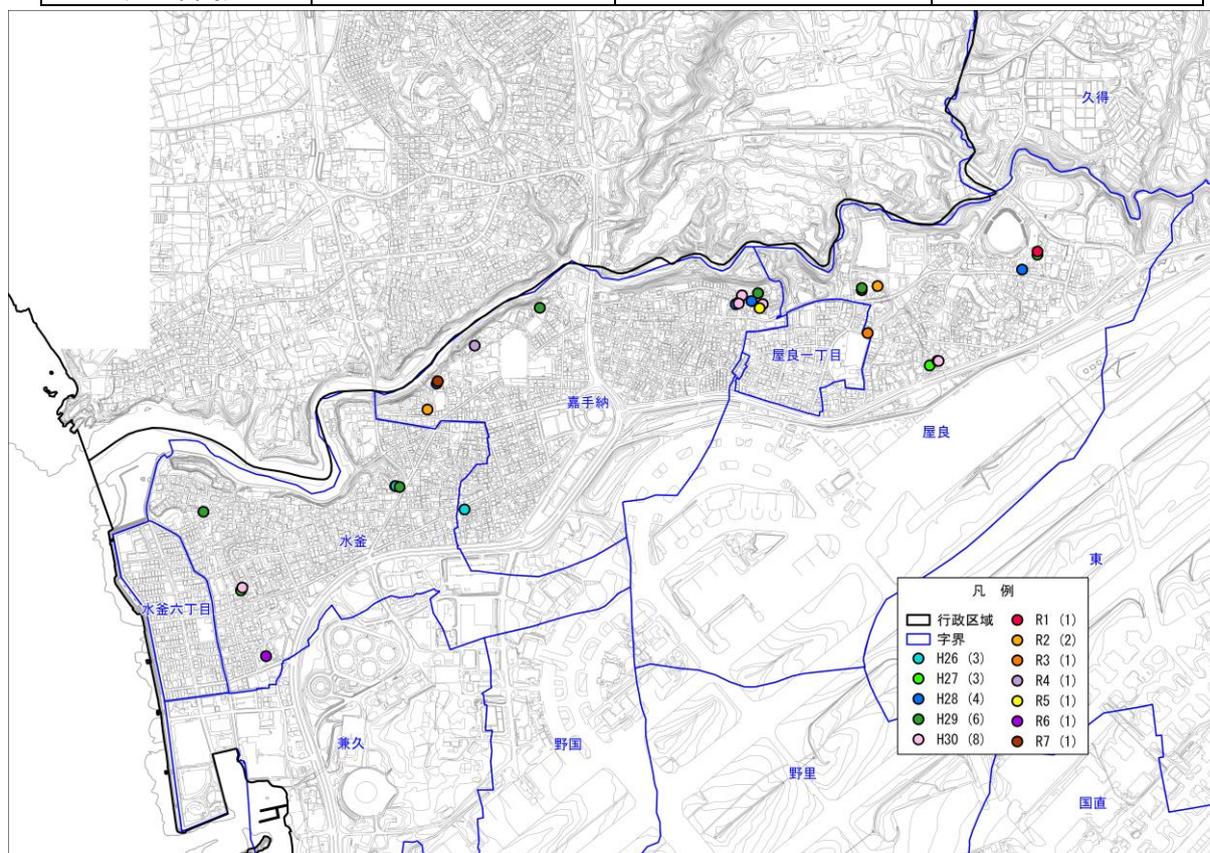


表 墓の形態

■亀甲墓

沖縄県の昔からある墓の形態であり、規模の大きい墓となっている。近年、家族墓が多くみられ、亀甲墓の建設は見られなくなってきている。



■破風墓

近年、沖縄で一番良く見られる形の墓となっている。家族墓の建設が多く見られることから数が増えてきている。



■平葺墓

破風墓と同様に良く見られる形の墓であり、家族墓の建設が多く見られることから数が増えてきている。



■掘込墓

岩や山を掘り抜いて作られた墓で、崖地などに良くみられる。



■仮墓

仮墓や幼児用のお墓として利用されている。箱型墓とも呼ばれる。



■塔式墓

箱型の墓に石塔を立てた墓で、戦死者の墓に多くみられる墓の形である。



4. 墓地に関する取組の現状

既存墓地への対策	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地での建替えについては、周辺住民や自治会の同意を得れば、許可している。
無縁墓地への対策	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 25 年以降、墓地調査を実施しておらず、後継者のいなくなる可能性がある墓地については、納骨堂や共同墓への移転を促すとともに、既に無縁墓となっているものについては、これまでの経緯や現状を踏まえた検討を行っている。
無許可墓地への対策	<ul style="list-style-type: none"> ●墓地建設には許可が必要になるといった墓地埋葬法の周知に努めるとともに、行政担当課による巡視パトロールや自治会等地域住民との連携、墓地建設業者及び墓地建設依頼者への指導に努めるなど、これまでの経緯や現状を踏まえた検討を行っている。
歴史的資源の墓地への対策	<ul style="list-style-type: none"> ●亀甲墓などは、昔から残る沖縄独特の墓形態であり、歴史的な資源にも今後なり得る可能性がある。そのため、歴史的資源と成り得る墓地については、これまでの経緯や現状を踏まえ、持続的な保全の検討を行っている。
公営墓地のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ●町民の今後の新たな墓地需要に対応するものとして 10 年分 50 区画を確保するなど、計画的で持続的な墓地の確保に向けた検討を行っている。 ●利用者の決定にあたっては、真に必要な町民が公平公正に利用できるようにするため、区画を何年かに分け基準を定め公募により行うことを基本としている。 ●近年は家族墓の建設が多くみられることから、公営墓地で設定している墓地面積の縮小やロッカー式墓地の整備、共同墓地の整備など、よりコンパクトにし、より多くの受け皿を用意することの検討を行っている。
納骨堂の利用	<ul style="list-style-type: none"> ●納骨堂については、町民の墓地需要の受け皿としても活用できるよう施設の整備などの検討を行っている。
今後の墓地への対策	<ul style="list-style-type: none"> ●墓地台帳を活用し、新たに建設される墓地の現況確認や無許可で建設される墓地の管理を行うなど、これまでの経緯や現状を踏まえた検討を行っている。 ●新規で建設される墓地については、「墓地建設許可証(仮)」を墓地に表示の義務化など、これまでの経緯や現状を踏まえた検討を行っている。

第4章 住民意向調査

1. 住民意向調査の概要

調査時期	令和7年10月上旬～中旬（約2週間）
調査対象	20歳以上の町民から2000人の無作為抽出 （ご家族でご相談の上、封筒の宛名のご本人回答）
調査方法	抽出した町民に封筒で、調査のご協力の案内と調査用紙等を郵便で配布 ・直接調査用紙に記入して返送用封筒で回答【紙回答】 ・協力案内に記載のQRコードにアクセスの上、回答【WEB回答】
回収数と回収率	784通を回収し、回収率は39.2% ・紙回答：517通、WEB回答：267通
主な設問	<ul style="list-style-type: none"> ●回答者の属性（問1～4） 性別/年齢/居住地域/家族構成 ●墓地所有状況および墓地建設の把握（問5～8） 墓地所有・予定/所有地域/予定地域/永代供養等の理由 ●墓地の在り方について（問9～14） 許可申請の認知度/墓建設の協力/点在する墓地対応/自宅隣の墓地建設/ 墓地建設等の重要な視点/墓地移転 ●公営墓地について（問15～17） 公営墓地の希望/新たな公営墓地/納骨堂の形式

2. 住民意向調査の結果

（1）回答者の属性について

性別	回答者の性別は、男性466票（59.4%）、女性303票（38.6%）となっている。
年齢	回答者の年齢を見ると、70代以上306票（39.1%）が最も多く、次いで、60代170票（21.7%）、50代134票（17.1%）、40代100票（12.8%）、30代53票（6.8%）、20代15票（1.9%）の順となっている。
居住地域	回答者のお住まいの地域を見ると、「字嘉手納」271票（34.6%）が最も多く、次いで、「字水釜」247票（31.5%）、「字屋良」108票（13.8%）、「水釜6丁目」94票（12.0%）の順となっている。
家族構成	回答者の家族構成を見ると、「二世帯（親と子）」345票（44.1%）が最も多く、次いで、「単身」209票（26.7%）、「夫婦のみ」136票（17.4%）、「三世帯以上（親と子と孫）」48票（6.1%）の順となっている。

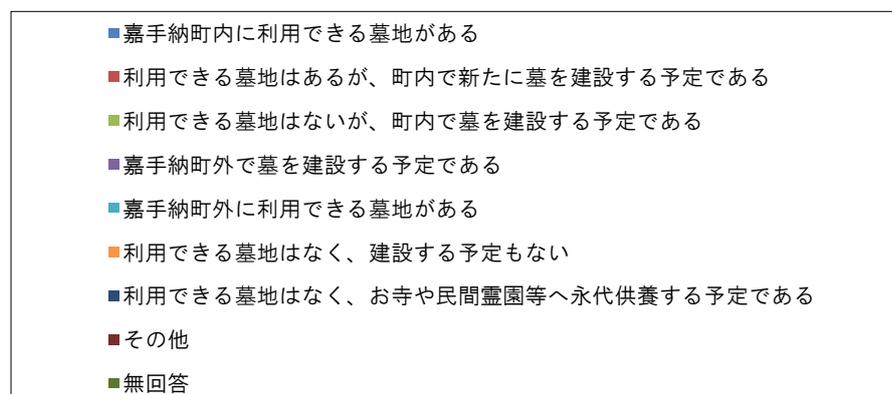
(2) 墓地所有状況および墓地建設の把握について

① **利用できる墓地**はありますか。あてはまる番号1つに○印をおつけください。【問5】

利用できる墓地については、「嘉手納町内に利用できる墓地がある」245票（31.4%）が最も多く、次いで、「嘉手納町外に利用できる墓地がある」154票（19.7%）、「利用できる墓地はなく、建設する予定もない」136票（17.4%）の順となっている。

今後、新たに建設する墓地も含めると、283票（36.2%）と3割以上の方が、嘉手納町内での墓地利用を検討している。

選択肢	件数	比率
1. 嘉手納町内に利用できる墓地がある	245	31.4%
2. 利用できる墓地はあるが、町内で新たに墓を建設する予定である	8	1.0%
3. 利用できる墓地はないが、町内で墓を建設する予定である	30	3.8%
4. 嘉手納町外で墓を建設する予定である	5	0.6%
5. 嘉手納町外に利用できる墓地がある	154	19.7%
6. 利用できる墓地はなく、建設する予定もない	136	17.4%
7. 利用できる墓地はなく、お寺や民間霊園等へ永代供養する予定である	89	11.4%
8. その他	66	8.5%
無回答	48	6.1%
計	781	100.0%
複数回答による集計除外	3	

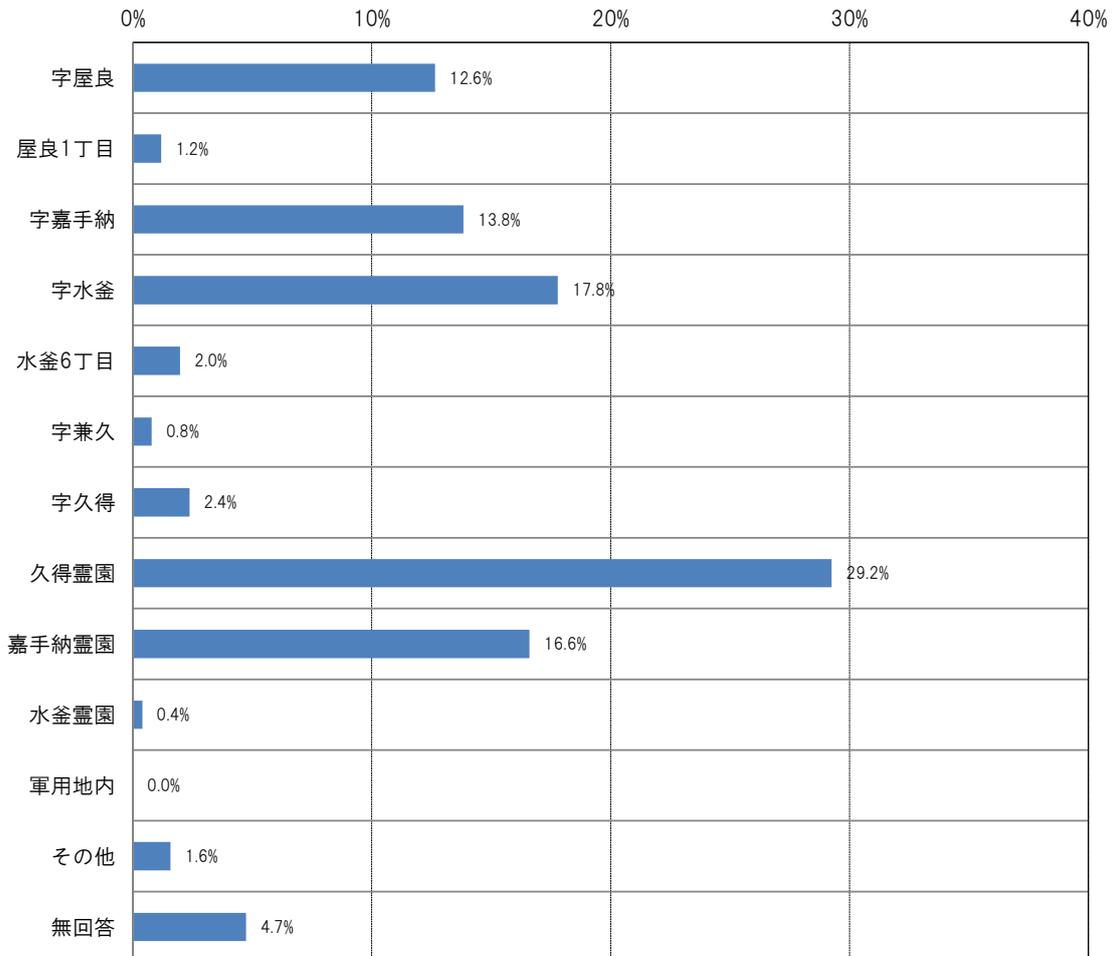


②「1. 嘉手納町内に利用できる墓地がある(問5)」 「2. 利用できる墓地はあるが、町内で新たに墓を建設する予定である(問5)」と回答した方にお伺いします。【問6】

現在、利用できる墓地は、どの地域またはどここの霊園にありますか。あてはまる番号全てに○印をおつけください。

利用できる墓地の地域は、「久得霊園」(29.2%)が最も多く、次いで「字水釜」(17.8%)、「嘉手納霊園」(16.6%)、「字嘉手納」(13.8%)、「字屋良」(12.6%)の順となっている。

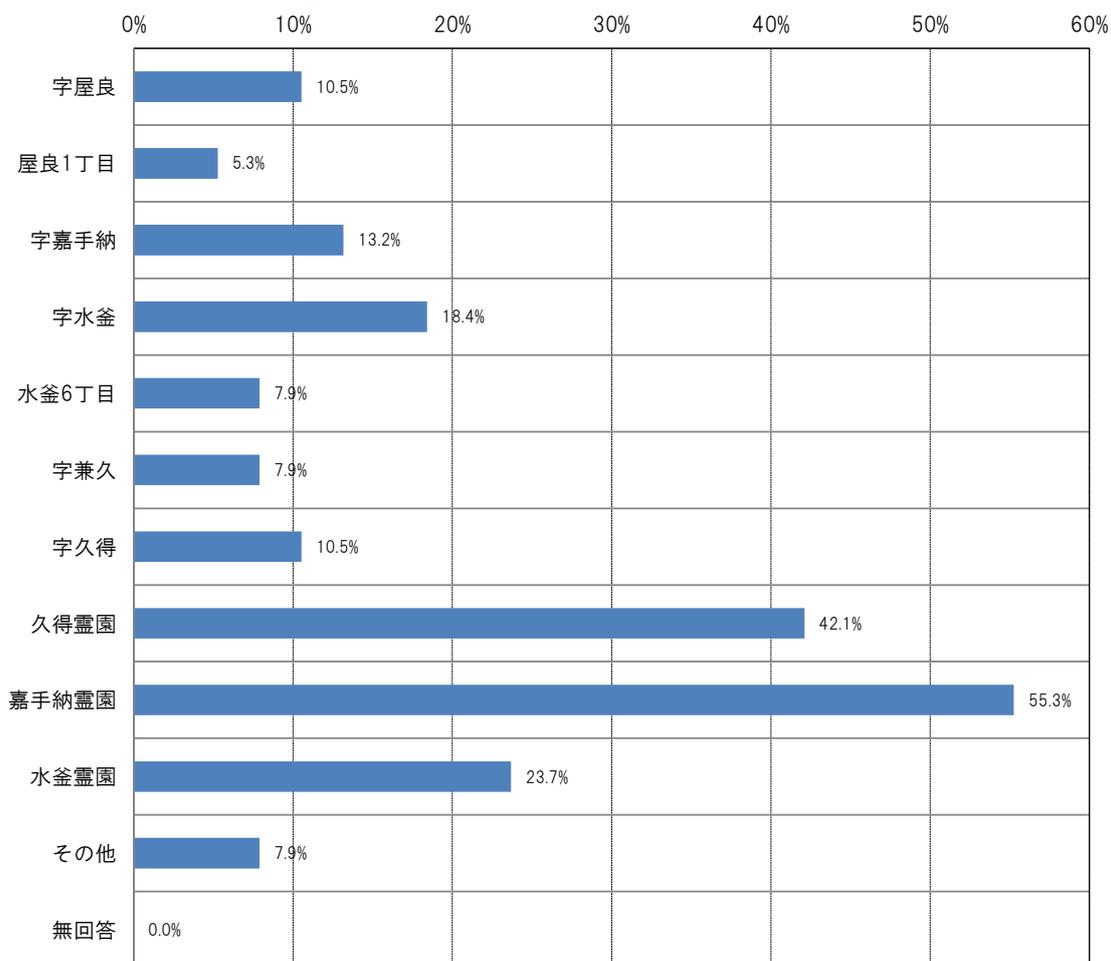
問5で「1」「2」と回答 253人



③「2. 利用できる墓地はあるが、町内で新たに墓を建設する予定である(問5)」 「3. 利用できる墓地はないが、町内で墓を建設する予定である(問5)」と回答した方にお伺いします。【問7】
今後、建設を予定する墓は、どの地域またはどこの霊園で行うお考えでしょうか。あてはまる番号全てに○印をおつけください。

墓地建設予定の地域については、「嘉手納霊園」(55.3%)が最も多く、次いで、「久得霊園」(42.1%)、「水釜霊園」(23.7%)、「字水釜」(18.4%)、「字嘉手納」(13.2%)、「字屋良」「字久得」共に(10.5%)の順となっている。

問5で「2」「3」と回答 38人

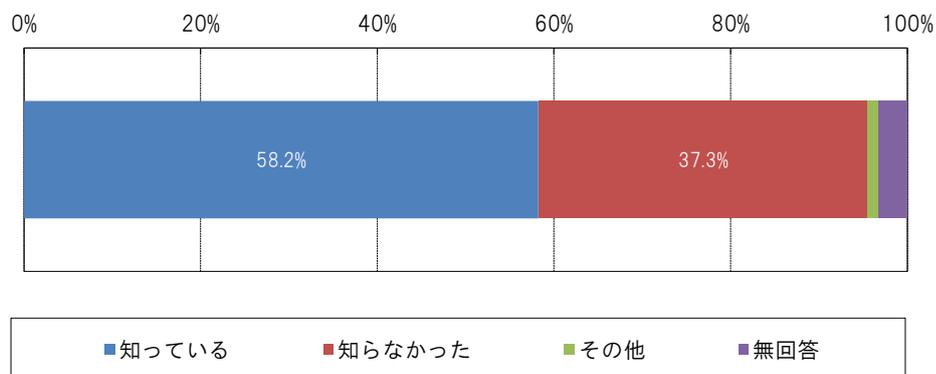


(3) 墓地の在り方について

- ① 墓を建設する際、**事前に申請を行い、許可を受けることが必要**なことを知っていますか。
あてはまる番号1つに○印をおつけください。【問9】

墓地建設する際の許可については、「知っている」456票(58.2%)が最も多く、次いで、「知らなかった」292票(37.3%)、「その他」10票(1.3%)の順となっている。

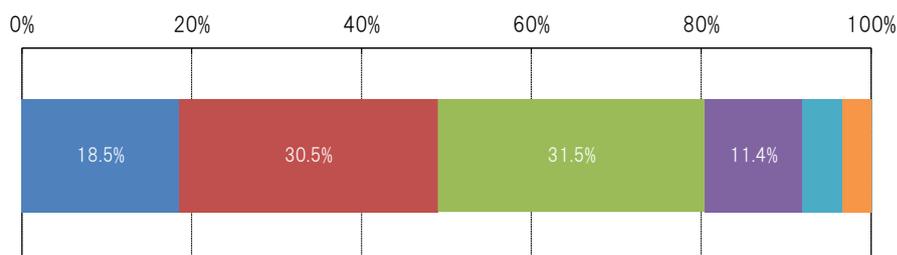
選択肢	件数	比率
1. 知っている	456	58.2%
2. 知らなかった	292	37.3%
3. その他	10	1.3%
無回答	25	3.2%
計	783	100.0%
複数回答による集計除外	1	



②墓を建設する際、許可申請の他に自治会や周辺住民の同意も必要となります。ご自宅の近くに墓（個人による墓の建設）が建設されると仮定した場合、墓の建設に対して協力できますか。あてはまる番号1つに○印をおつけください。【問 10】

住宅地内への墓地建設に対する協力の有無については、「どちらかと言えば反対する」247票（31.5%）が最も多く、次いで、「どちらかと言えば協力できる」239票（30.5%）、「協力できる」145票（18.5%）、「反対する」89票（11.4%）、「その他」38票（4.8%）となっている。

選択肢	件数	比率
1. 協力できる	145	18.5%
2. どちらかと言えば協力できる	239	30.5%
3. どちらかと言えば反対する	247	31.5%
4. 反対する	89	11.4%
5. その他	38	4.8%
無回答	26	3.3%
計	784	100.0%
複数回答による集計除外	0	



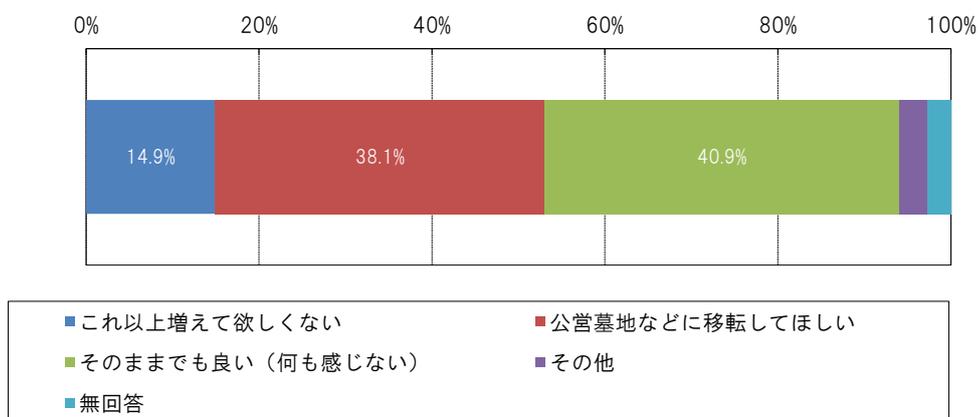
■協力できる ■どちらかと言えば協力できる ■どちらかと言えば反対する ■反対する ■その他 ■無回答

③ **町内に点在している墓地**についてどの様に思いますか。あてはまる番号1つに○印をおつけください。【問 11】

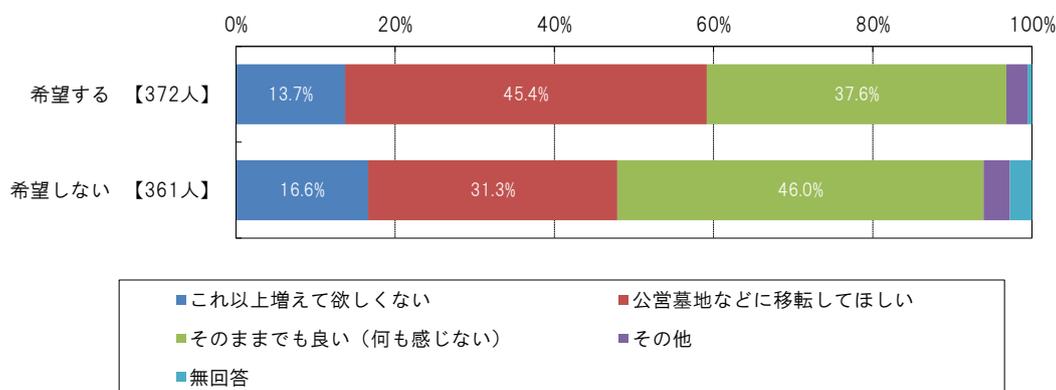
町内に点在している墓地についてどの様に感じているかについては、「そのままでも良い（何も感じない）」321票（40.9%）が最も多く、次いで、「公営墓地などに移転してほしい」299票（38.1%）、「これ以上増えて欲しくない」117票（14.9%）、「その他」26票（3.3%）の順となっている。

問 15 の公営墓地の希望別にみると、公営墓地を希望すると回答した方は「公営墓地などに移転してほしい」、公営墓地を希望しないと回答した方は「そのままでも良い（何も感じない）」の割合が高くなっている。

選択肢	件数	比率
1. これ以上増えて欲しくない	117	14.9%
2. 公営墓地などに移転してほしい	299	38.1%
3. そのままでも良い（何も感じない）	321	40.9%
4. その他	26	3.3%
無回答	21	2.7%
計	784	100.0%
複数回答による集計除外	0	



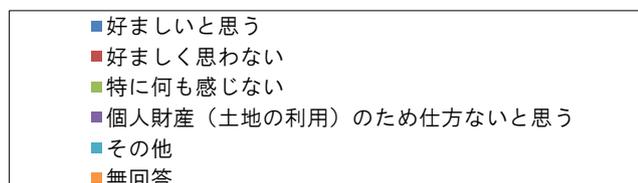
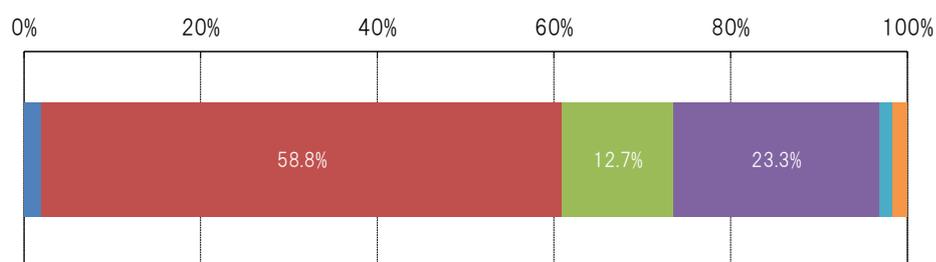
【公営墓地の希望別】



④ **ご自宅の隣に、墓が建設された場合**どの様に思いますか。あてはまる番号1つに○印をおつけください。【問 12】

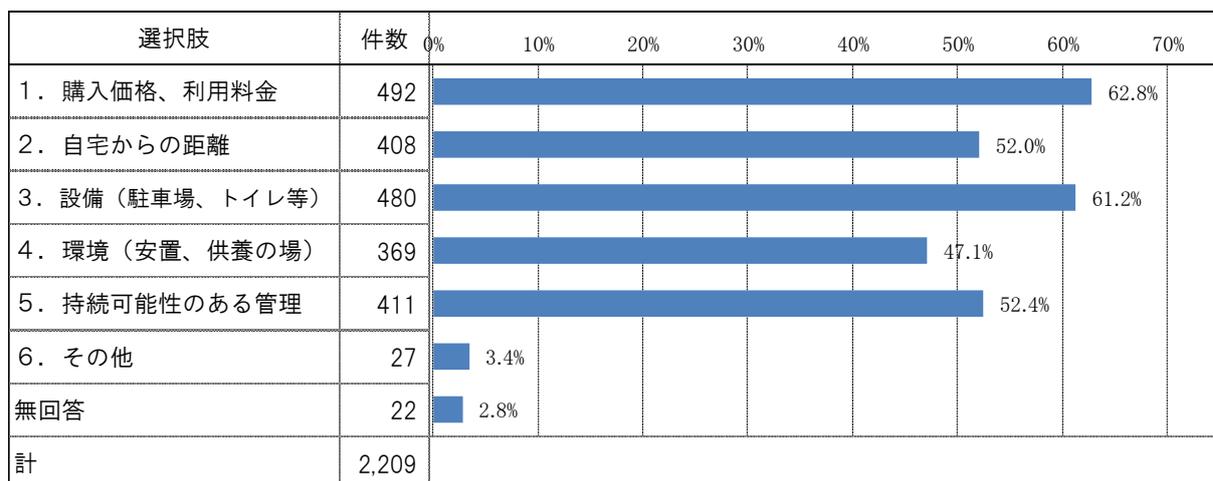
墓が自宅の隣に建設された場合については、「好ましく思わない」460票（58.8%）が最も多く、次いで、「個人財産（土地の利用）のため仕方ないと思う」182票（23.3%）、「特に何も感じない」99票（12.7%）、「好ましいと思う」16票（2.0%）、「その他」12票（1.5%）の順となっている。

選択肢	件数	比率
1. 好ましいと思う	16	2.0%
2. 好ましく思わない	460	58.8%
3. 特に何も感じない	99	12.7%
4. 個人財産（土地の利用）のため仕方ないと思う	182	23.3%
5. その他	12	1.5%
無回答	13	1.7%
計	782	100.0%
複数回答による集計除外	2	



⑤墓地等を選ぶ際に、重要視することをどの様に思いますか。あてはまる番号全てに○印をおつけください。【問 13】

墓地等を選ぶ際に重要視する項目については、「購入価格、利用料金」492 票（62.8%）が最も多く、次いで、「設備（駐車場、トイレ等）」480 票（61.2%）、「持続可能性のある管理」411 票（52.4%）、「自宅からの距離」408 票（52.0%）、「環境（安置、供養の場）」369 票（47.1%）、「その他」27 票（3.4%）の順となっている。



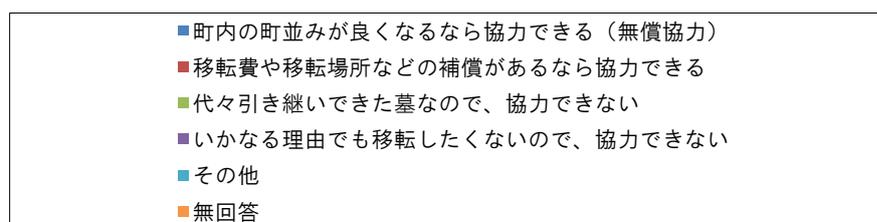
集計母数784名

⑥嘉手納町内に墓を所有している方にお伺いします。

現在、嘉手納町内で所有している墓を移転集約すると仮定した場合、**移転集約に協力**できますか。あてはまる番号1つに○印をおつけください。【問 14】

墓の移転集約については、「移転費や移転場所などの補償があるなら協力できる」153票（61.4%）が最も多く、次いで「町内の町並みが良くなるなら協力できる。（無償協力）」30票（12.0%）、「代々引き継いできた墓なので、協力できない」27票（10.8%）、「その他」12票（4.8%）、「いかなる理由でも移転したくないので、協力できない」10票（4.0%）の順となっている。

選択肢	件数	比率
1. 町内の町並みが良くなるなら協力できる（無償協力）	30	12.0%
2. 移転費や移転場所などの補償があるなら協力できる	153	61.4%
3. 代々引き継いできた墓なので、協力できない	27	10.8%
4. いかなる理由でも移転したくないので、協力できない	10	4.0%
5. その他	12	4.8%
無回答	17	6.8%
計	249	100.0%
複数回答による集計除外	4	

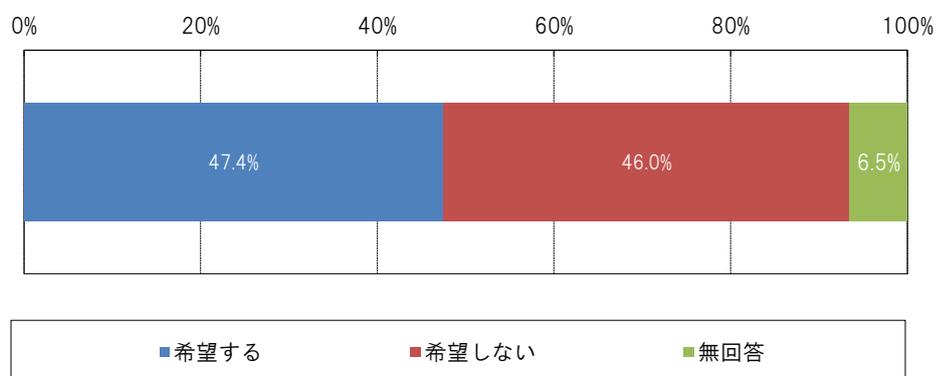


(4) 公営墓地について

①嘉手納町が公営墓地を整備し、町民に公募した場合、あなたは希望しますか。あてはまる番号1つに○印をおつけください。【問 15】

公営墓地への公募希望については、「希望する」372票（47.4%）が最も多く、次いで「希望しない」361票（46.0%）の順となっている。

選択肢	件数	比率
1. 希望する	372	47.4%
2. 希望しない	361	46.0%
無回答	51	6.5%
計	784	100.0%
複数回答による集計除外	0	

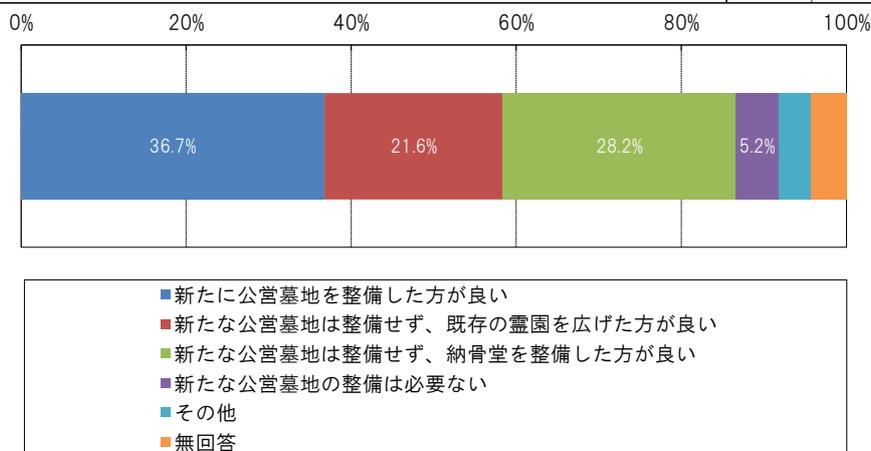


②今後、嘉手納町内に墓の建設が増加することを想定した際、**新たな公営墓地の整備は必要**だと思いますか。あてはまる番号1つに○印をおつけください。【問 16】

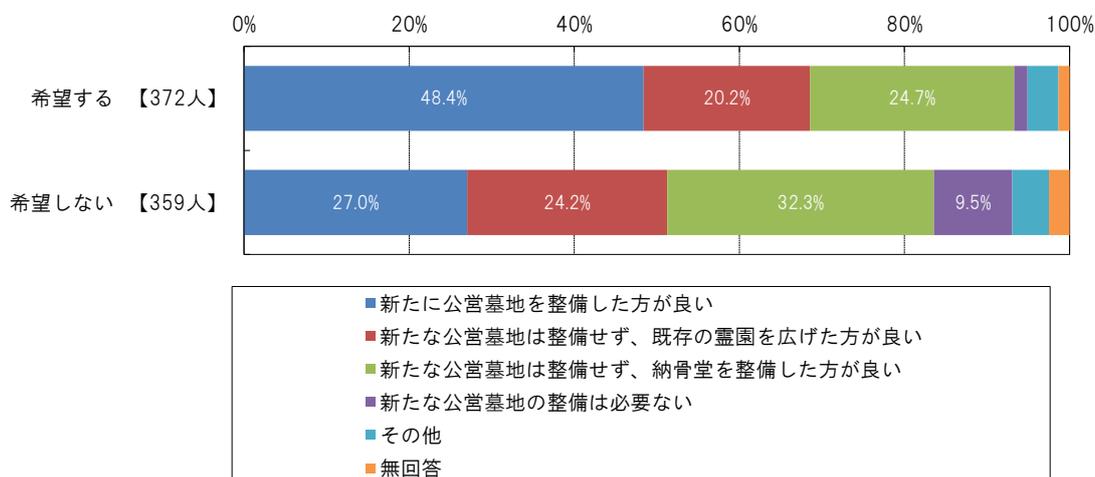
新たな公営墓地の整備については、「新たに公営墓地を整備した方が良い」287票(36.7%)が最も多く、次いで「新たな公営墓地は整備せず、納骨堂を整備した方が良い」220票(28.2%)、「新たな公営墓地は整備せず、既存の霊園を広げた方が良い」169票(21.6%)、「新たな公営墓地の整備は必要ない」41票(5.2%)、「その他」30票(3.8%)の順となっている。

問 15 の公営墓地の希望別にみると、公営墓地を希望すると回答した方は「新たに公営墓地を整備した方が良い」が最も多いが、公営墓地を希望しないと回答した方は「新たな公営墓地は整備せず、納骨堂を整備した方が良い」が最も多くなっている。

選択肢	件数	比率
1. 新たに公営墓地を整備した方が良い	287	36.7%
2. 新たな公営墓地は整備せず、既存の霊園を広げた方が良い	169	21.6%
3. 新たな公営墓地は整備せず、納骨堂を整備した方が良い	220	28.2%
4. 新たな公営墓地の整備は必要ない	41	5.2%
5. その他	30	3.8%
無回答	34	4.4%
計	781	100.0%
複数回答による集計除外	3	



【公営墓地の希望別】



③「3新たな公営墓地は整備せず、納骨堂を整備した方が良い（問 16）」と回答した方にお伺いします。納骨堂を整備するとした場合、どのような形式を希望しますか。あてはまる番号1つに○印をおつけください。【問 17】

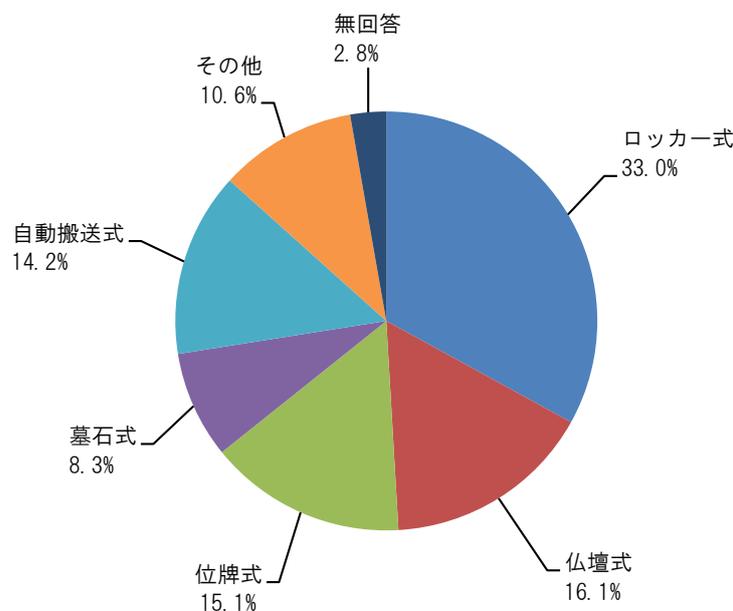
納骨堂の整備については、「ロッカー式」72票（33.0%）が最も多く、次いで「仏壇式」35票（16.1%）、「位牌式」33票（15.1%）、「自動搬送式」31票（14.2%）、「その他」23票（10.6%）、「墓石式」18票（8.3%）の順となっている。

年齢別にみると、『20代』と『50代』を除くすべての年代で「ロッカー式」の回答が最も多く、『40代』では4割を超えており、他の年代に比べ割合が高くなっている。また、『20代』～『40代』では「墓石式」と回答した方はひとりもいない。

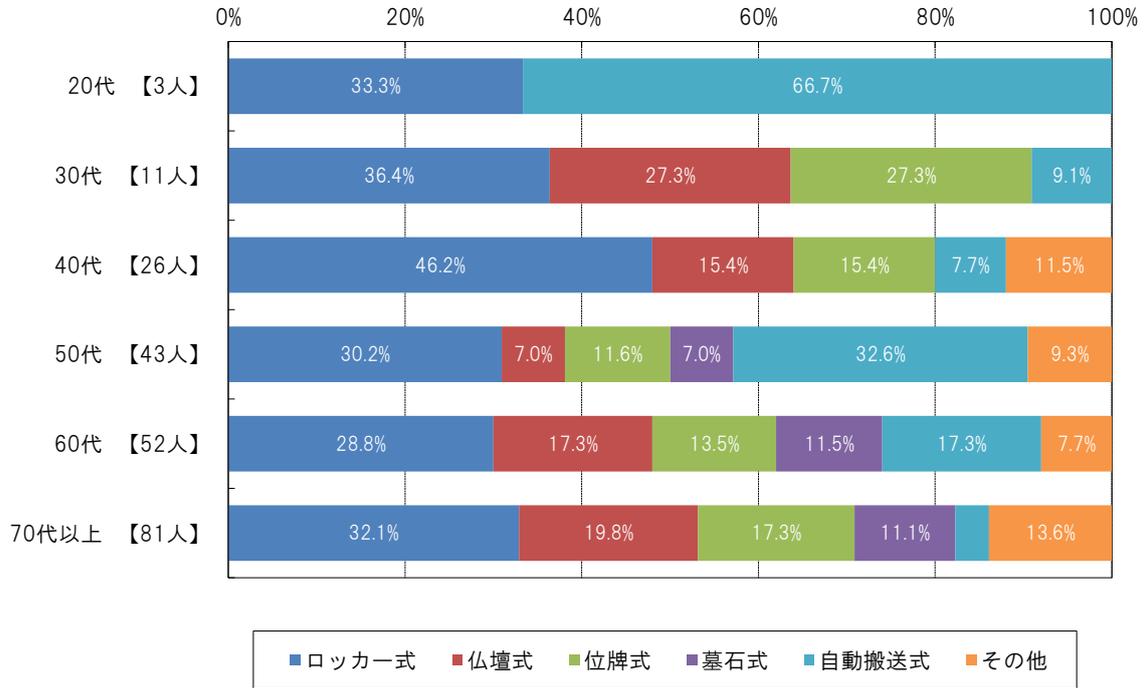
家族構成別にみると、『三世以上（親と子と孫）』を除くすべての世帯で「ロッカー式」の回答が最も多く、『三世以上（親と子と孫）』では「位牌式」が3割を超えており、他の世帯に比べ割合が高くなっている。

選択肢	件数	比率
1. ロッカー式	72	33.0%
2. 仏壇式	35	16.1%
3. 位牌式	33	15.1%
4. 墓石式	18	8.3%
5. 自動搬送式	31	14.2%
6. その他	23	10.6%
無回答	6	2.8%
計	218	100.0%

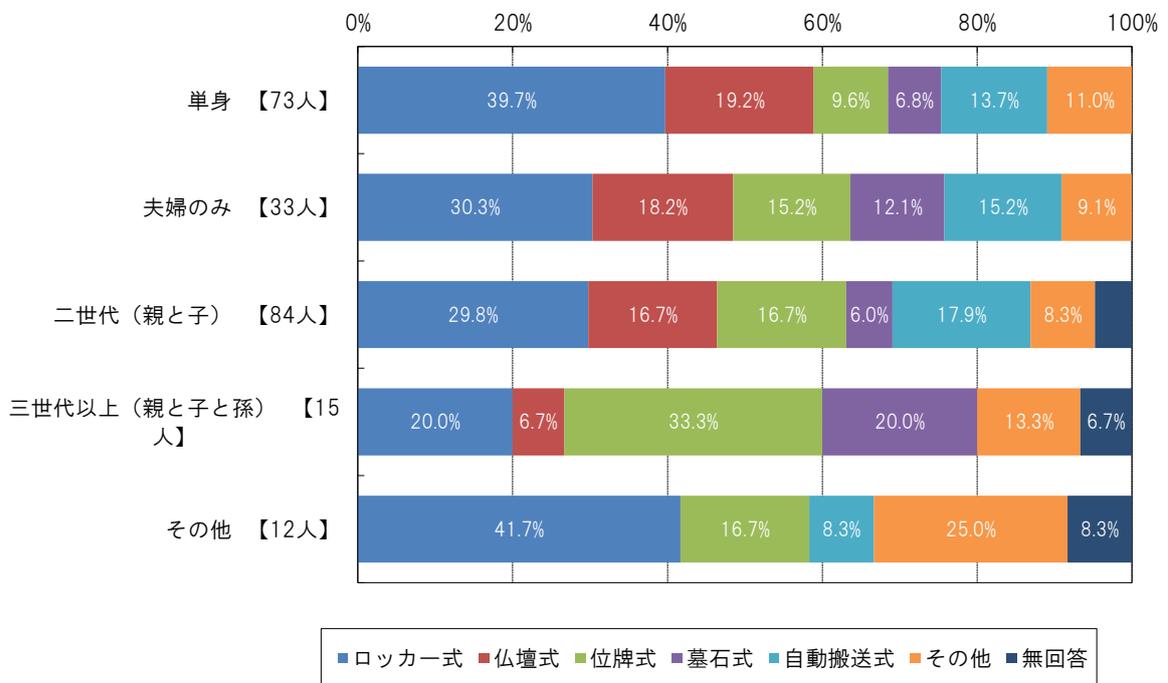
複数回答による集計除外2名



【年齢別】



【家族構成】



第5章 現状からの課題と今後の墓地需要

1. 現状からの課題

(1) 禁止区域と公営墓地への移転【課題】

本町では、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき「嘉手納町墓地等の経営許可等に関する規則」を定めている。

この規則によって、嘉手納町では、殆どの地域が墓地建設の禁止区域となっている。

(墓地等の設置場所)

第7条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、町長が焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障がないと認める場合には、この基準を緩和することができる。

(1) 墓地

ア 墓地の敷地は、当該墓地を經營する者が所有し、又は法第10条第1項の許可若しくは同条第2項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。

イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。

ウ 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から100メートル以上離れていること。

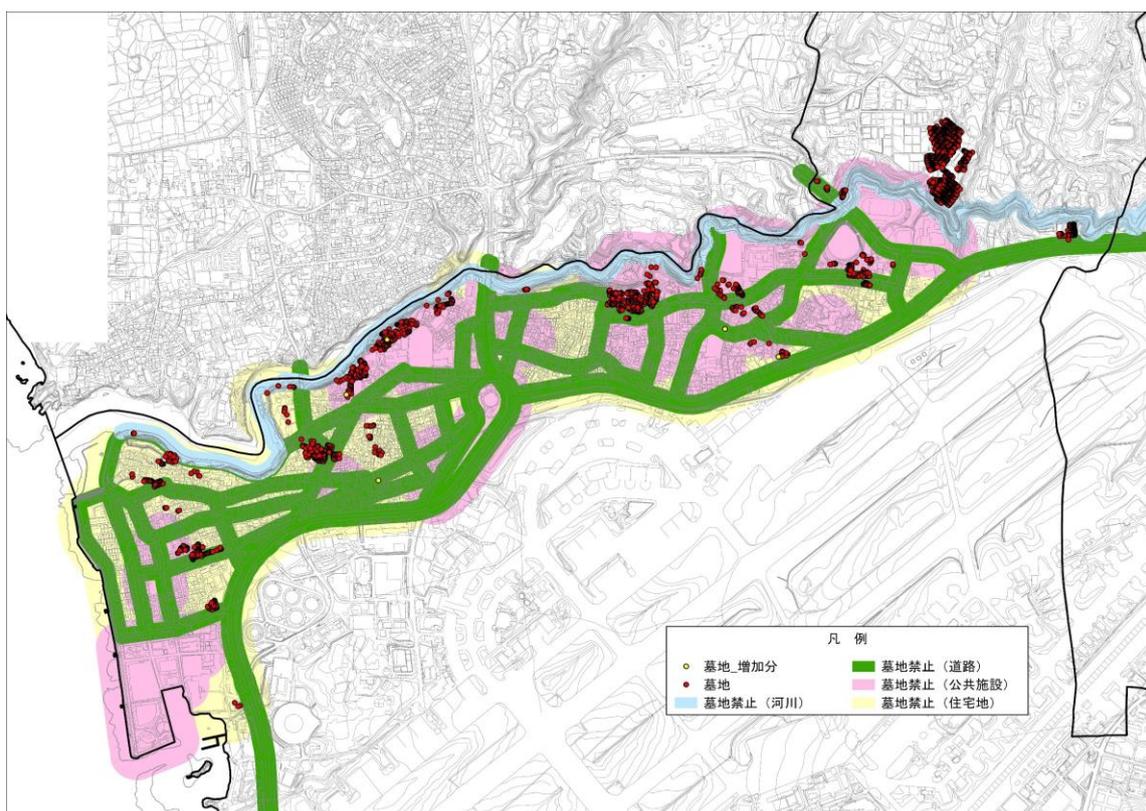
エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。

オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。

カ 周辺的美観を損ねることがないこと。

※嘉手納町墓地等の経営許可等に関する規則

図 墓地禁止区域



今後も墓地の増加はみられることから、市街地への墓地建設が今後も想定されるため、墓地建設の受け皿を検討する必要がある。

今後の町内における墓地需要を考慮すると公営墓地の活用も視野に入れることが望まれる。

このことから、「公園などの公共施設内の墓地」「主要な幹線道路沿道の墓地」を公営墓地へ移転集約する方針としている。

表 移転対象の墓地

区分	移転対象の墓地
「公園などの公共施設内」の墓地	周辺も含めて墓地の立地が多く見られる「屋良城跡公園」、「野國總管公園」、「嘉手納運動公園」などに点在している墓地を対象とし積極的な移転
「主要な幹線道路沿道」の墓地	主要な幹線道路として「町道 39 号線」「町道 48 号線」「水釜大木線」「屋良千貫田線」などの沿道に隣接する墓地を対象とし、所有者の要望に応じ対応

しかし、現行計画（平成 26 年度）に移転対象に位置づけた公園などの公共施設内の墓地（97 基※）、「主要な幹線道路沿道」の墓地（67 基）の移転は行われていない。なお、現在、屋良城跡公園の整備・改善に併せた墓地の移転を検討している。

※屋良城跡公園内で内歴史的資源と成り得る墓地（3 基）を除く。

移転対象の墓地について、今後とも周知・徹底を図るとともに、公園等の整備・改善に併せて墓地移転を検討するなど、長期的で継続的な視点を意識した取組を行うことが必要である。

①「公園などの公共施設」内の墓地:移転対象墓地

「公園などの公共施設」で移転対象としている「屋良城跡公園」「野國總管公園」「嘉手納運動公園内」において、墓地の点在が多くみられている。

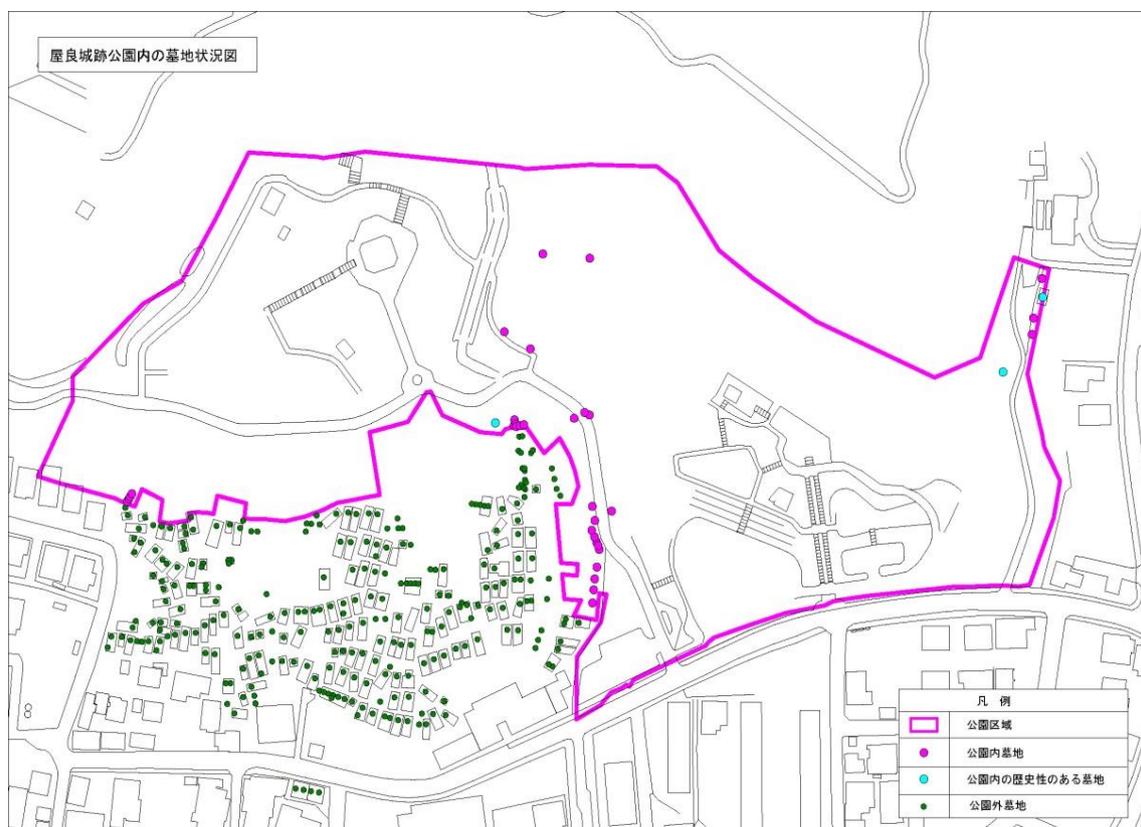
公園は、数多くの方が訪れ、遊びや休憩など明るく楽しいイメージがもたらされている。しかし、墓地は、「怖い」などのイメージがあり、墓地が公園内に点在していると、利用者は減少していく要因となってしまう。

屋良城跡公園内に点在している墓地は 35 基（内歴史的資源と成り得る墓地は 3 基）、野國總管公園内に点在している墓地は 40 基、嘉手納運動公園 25 基となっている。

表 公園などの公共施設の墓地

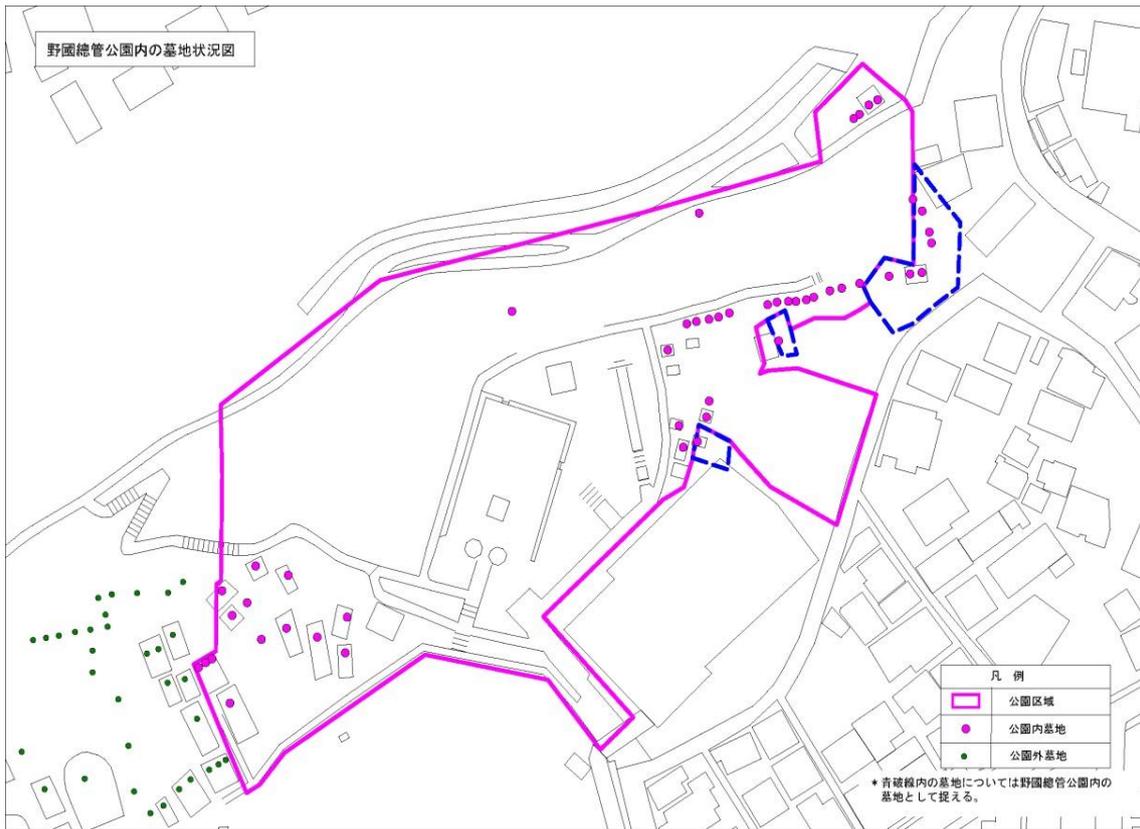
	合計	墓の形態						
		亀甲墓	破風墓	平葺墓	掘込墓	塔式墓	仮墓	
屋良城跡公園	全体	35	1	3	0	24	0	7
	歴史的	3	1	1	0	1	0	0
野國總管公園	全体	40	0	15	13	4	1	7
	歴史的	0	0	0	0	0	0	0
嘉手納運動公園	全体	25	0	3	2	7	0	13
	歴史的	0	0	0	0	0	0	0
合計		100	1	21	15	35	1	27

図 屋良城跡公園の墓地状況図



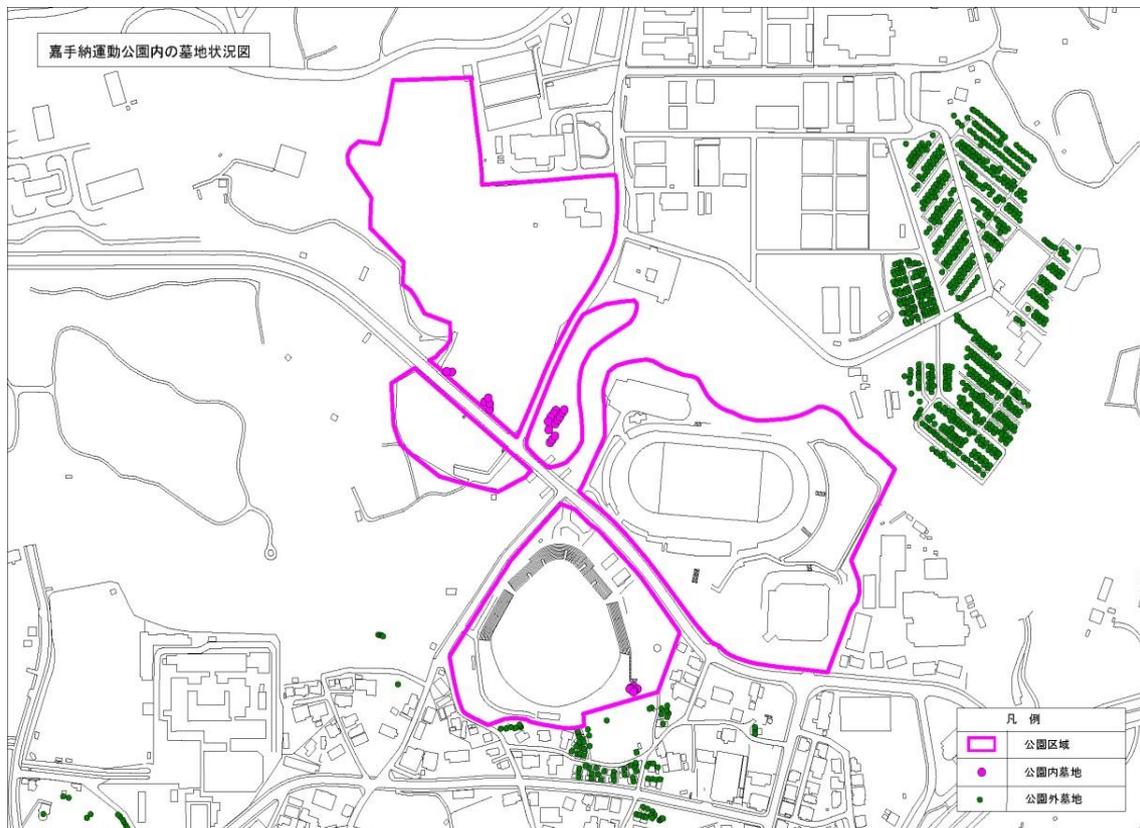
出典：嘉手納町資料

図 野國總管公園の墓地状況図



出典：嘉手納町資料

図 嘉手納運動公園の墓地状況図



出典：嘉手納町資料

②「主要な幹線道路沿道」の墓地: 移転対象墓地

「主要な幹線道路」で移転対象としている「町道 39 号線」「町道 48 号線」「水釜大木線」「屋良千貫田線」において、墓地の点在が多くみられている。

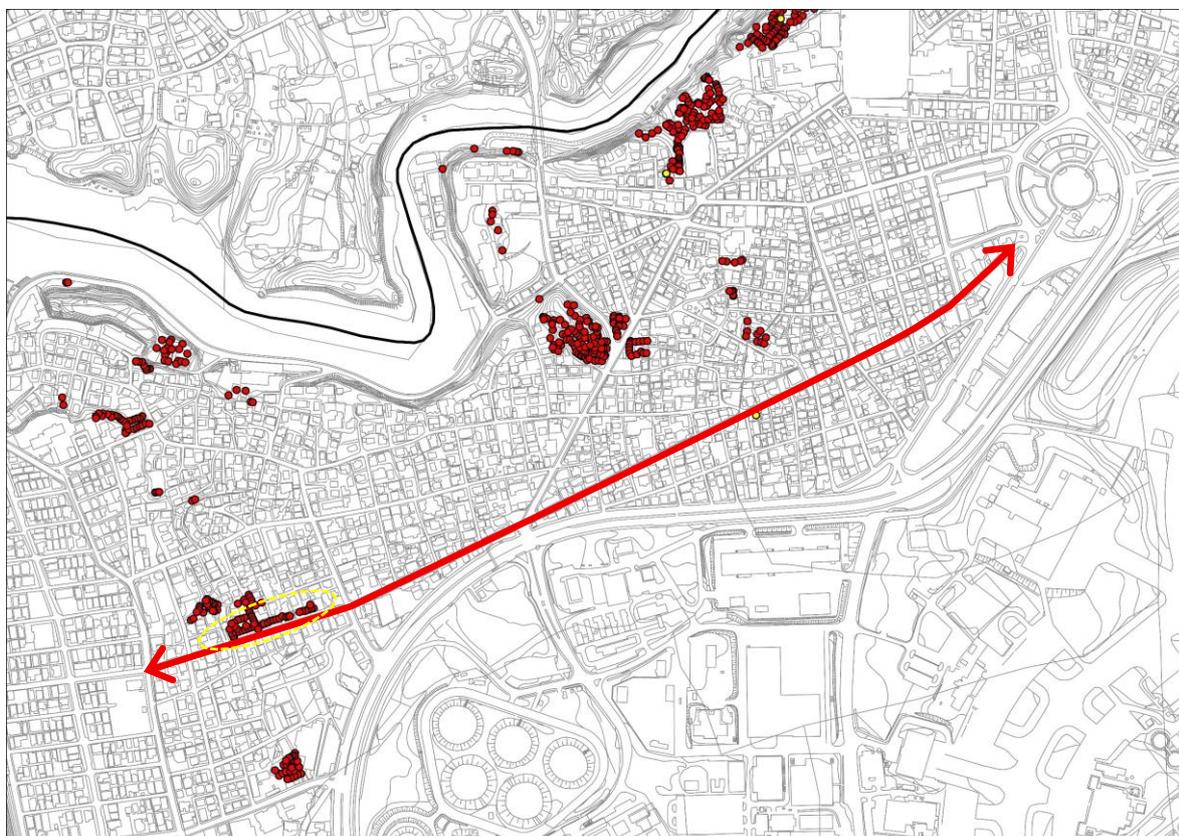
主要幹線道路は、アクセスしやすく沿道サービス施設等による利活用が望ましいほか、沿道景観としても、良好であるとはいいがたい。

「町道 39 号線」沿道にみられる墓地は 32 基、「町道 48 号線」沿道にみられる墓地は 9 基、「水釜大木線」沿道にみられる墓地は 11 基、「屋良千貫田線」沿道にみられる墓地は 15 基となっている。

表 主要な幹線道路沿道の墓地

		合計	墓の形態					
			亀甲墓	破風墓	平葺墓	堀込墓	塔式墓	仮墓
町道39号線	沿道	32	0	27	2	1	0	2
	歴史性	0	0	0	0	0	0	0
町道48号線	沿道	9	0	8	0	0	0	1
	歴史性	0	0	0	0	0	0	0
水釜大木線	沿道	11	0	8	2	0	0	1
	歴史性	0	0	0	0	0	0	0
屋良千貫田線	沿道	15	0	8	6	0	0	1
	歴史性	0	0	0	0	0	0	0
合計		67	0	51	10	1	0	5

図 町道 39 号線の墓地状況図



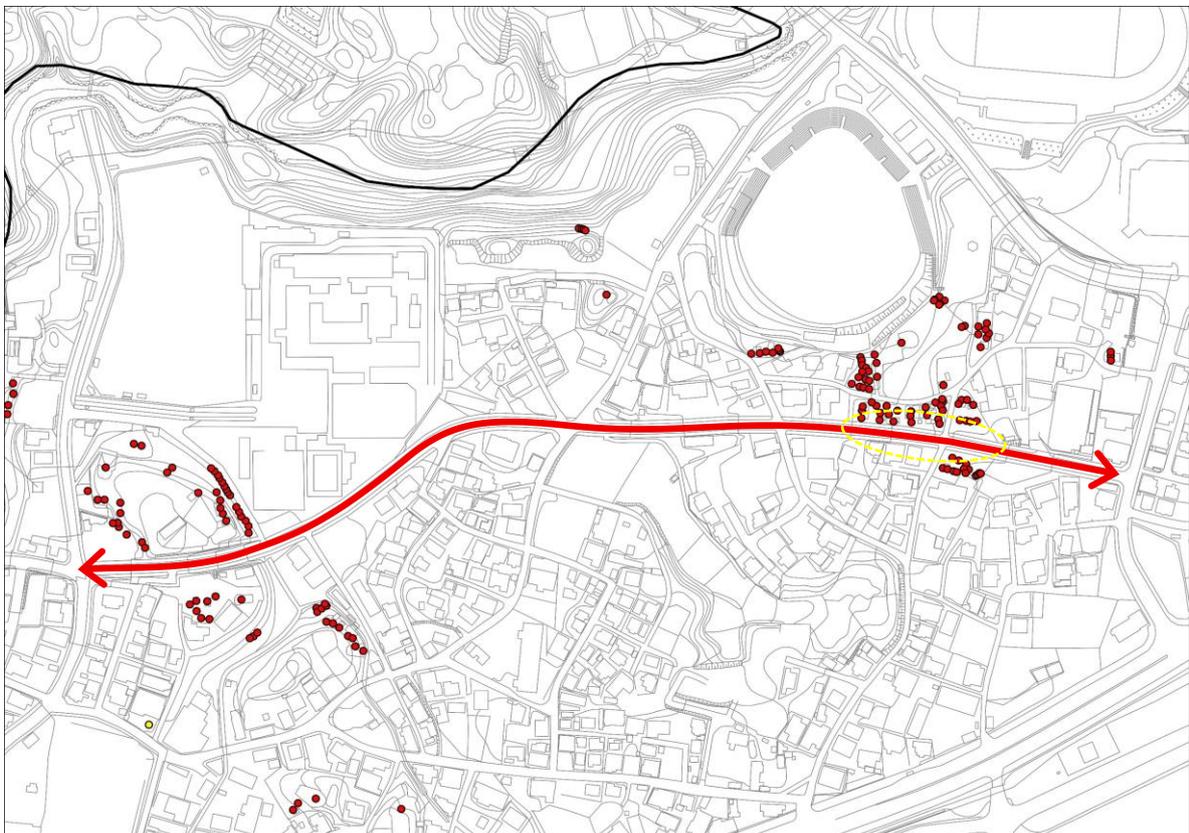
出典：嘉手納町資料

図 水釜大木線の墓地状況図



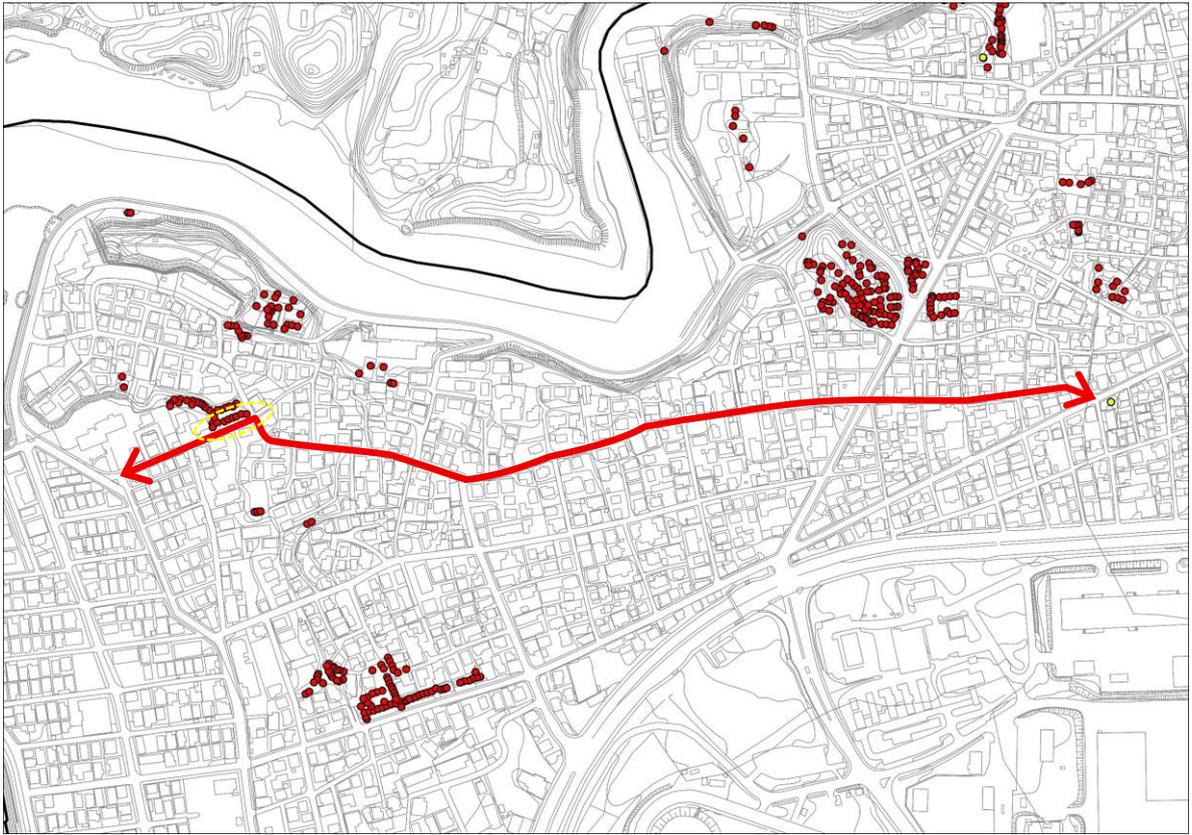
出典：嘉手納町資料

図 屋良千貫田線の墓地状況図



出典：嘉手納町資料

図 町道 48 号線の墓地状況図

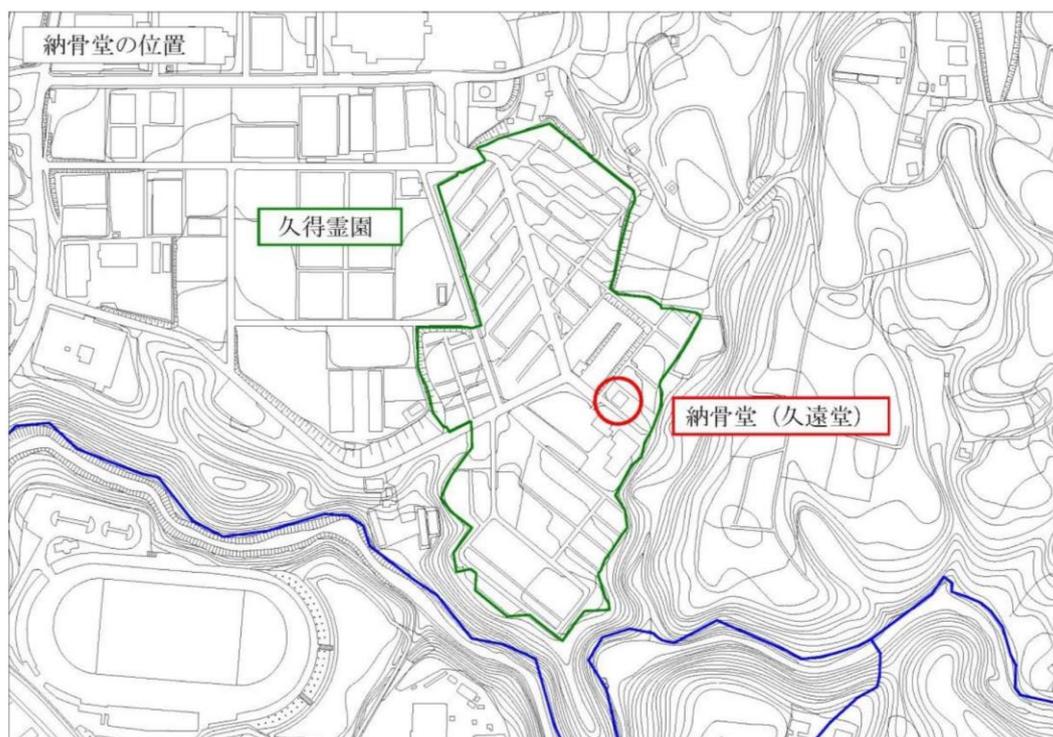


出典：嘉手納町資料

(2) 墓地用地の不足（納骨堂の確保）【課題】

沖縄独特の背景から墓地と住宅地が混在しており、上位計画である「第5次嘉手納町総合計画 後期基本計画（令和6年4月 策定）」には、「ロッカー式合葬墓の検討」の記載がある。また、計画的に実施している霊園における公募区画に対する募集倍率も非常に高いほか、住民意向調査における「納骨堂の整備」の要望が高い。なお、公営墓地である久得霊園内にある納骨堂（久遠堂）には、89の骨壺が納骨されている。

こうしたことから、納骨堂を確保するなど、町内での墓地用地の不足に対応することが必要である。



(3) 無縁墓地の発生【課題】

家族墓の増加や少子化に伴い、継承者のいない無縁墓が今後増加されることが懸念され、また、無縁化した墓地は、管理が不十分になることから、生活環境の悪化、景観阻害、防犯等の面で問題が生じる可能性があり、土地の有効利用からも大きな支障となる。

表 無縁墓地の背景・制度等

無縁墳墓等の発生抑制	<ul style="list-style-type: none">●墓地・納骨堂の管理者は、墓理法施行規則の規定に基づき、使用者の住所及び氏名を記載した帳簿を備え付けなければならないこととされている。●墓地・納骨堂の使用者が所在不明となった場合は、墓地・納骨堂の管理者は、戸籍謄本等により縁故者を探索し、承継意向を確認することとなるが、無縁墳墓等の発生を抑制するためには、使用者が所在不明となった場合に備えて、次代の承継候補となり得る縁故者情報の早期把握が重要となる。
無縁墳墓の解消 (無縁改葬後の墓石の取扱い)	<ul style="list-style-type: none">●無縁墳墓の解消を図るためには、墓地経営者は、調査を尽くして使用者その他の縁故者がいないことを確認した上で、墓理法及び同法施行規則に基づき、使用者その他の縁故者に対して1年以内に申し出る旨を官報に掲載するなど、必要な手続を行い、市町村長の改葬許可を得て無縁墳墓の焼骨を合葬墓等に移管(無縁改葬を実施)する必要がある。●無縁改葬の実施後は、無縁墳墓の墓石を撤去することが必要だが、墓石の取扱いについては、墓理法等には規定されていない。

出典:墓地行政に関する調査—公営墓地における無縁墳墓を中心として—(R5.9)

(4) 無許可墓地【課題】

市街地にある墓地の中には、無許可で建設している墓地もあることが想定され、今後も無許可墓地建設によって、市街地への悪影響が顕在化することが懸念される。

(5) 墓地重要に併せた計画的な葬斎場の整備【課題】

久得霊園内にある「嘉手納町葬斎場(1988年建設)」は、建築後38年経過していることから、建替えの検討が必要である。また、上位計画である「第5次嘉手納町総合計画 後期基本計画(令和6年4月策定)」には、「葬斎場の整備の検討」の記載がある。

久得霊園を含めた今後の墓地需要に適切に対応するために、現有地以外への整備を検討する必要がある。

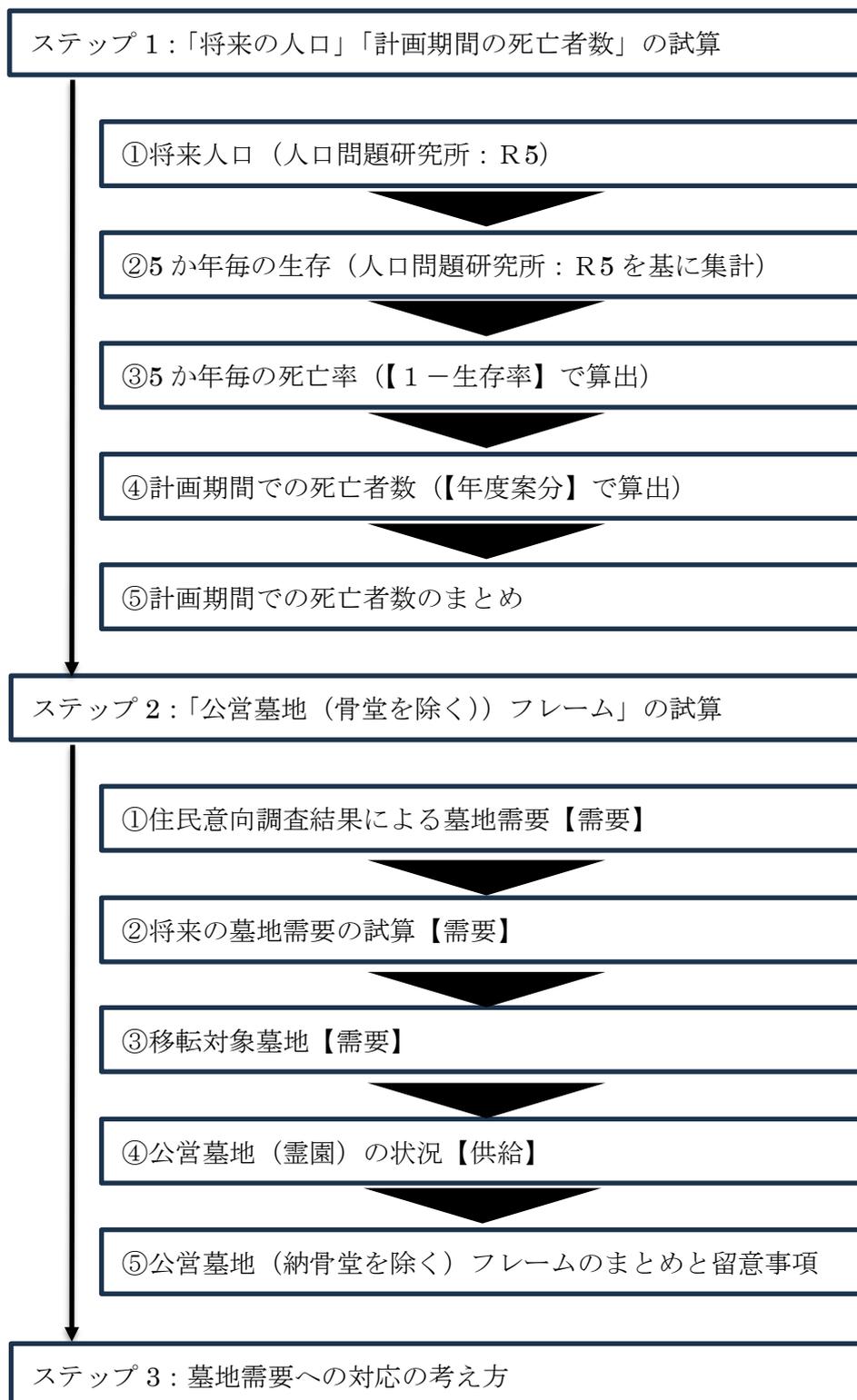
2. 今後の墓地需要

(1) 目標年次の設定

嘉手納町内に建設される墓地の将来フレームは、令和7年を基準年とし、目標年次をおおよそ10年後の令和17年とする。

(2) 墓地需要への対応の考え方

次の流れで、墓地の需要と供給に関するフレームを試算する。



ステップ1：「将来の人口」「計画期間の死亡者数」の試算

①将来人口

将来人口は、人口問題研究所が令和5年度に公表しているデータを利用する。データは以下に示すとおり5年毎に、年齢3区分の人口予測が示されている。

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総数	13,521	13,020	12,827	12,629	12,440	12,261	12,026
0～14歳	2,308	2,146	2,045	1,945	1,906	1,887	1846
15～64歳	7,915	7,421	7,175	6,969	6,660	6,425	6,207
65歳以上	3,298	3,453	3,607	3,715	3,874	3,949	3,973
備考	実数	推計	推計	推計	推計	推計	推計

出典：人口問題研究所（R5）

②5か年毎の生存率

5か年毎の生存率は、人口問題研究所が令和5年度に公表しているデータを利用する。データは男女別で5歳毎の生存率予測が示されており、それを年齢3区分の生存率として集計する。

	R2→R7	R7→R12	R12→R17	R17→R22	R22→R27	R27→R32
	2020年→ 2025年	2025年→ 2030年	2030年→ 2035年	2035年→ 2040年	2040年→ 2045年	2045年→ 2050年
0～14歳	0.99956	0.99964	0.99967	0.99970	0.99971	0.99973
15～64歳	0.98774	0.98898	0.98967	0.99030	0.99088	0.99142
65歳以上	0.74014	0.75332	0.76072	0.76820	0.77566	0.77788
備考	推計	推計	推計	推計	推計	推計

出典：人口問題研究所（R5）を基に集計

③5か年毎の死亡率【1－生存率】

5か年毎の死亡率は、「1－5か年毎の生存率」として算出する。

	R2→R7	R7→R12	R12→R17	R17→R22	R22→R27	R27→R32
	2020年→ 2025年	2025年→ 2030年	2030年→ 2035年	2035年→ 2040年	2040年→ 2045年	2045年→ 2050年
0～14歳	0.00044	0.00036	0.00033	0.00031	0.00029	0.00027
15～64歳	0.01226	0.01102	0.01033	0.00970	0.00912	0.00858
65歳以上	0.25986	0.24668	0.23928	0.23180	0.22434	0.22212
備考	推計	推計	推計	推計	推計	推計

④計画期間での死亡者数【年度案分】

まず、算出した年の人口（R7・R12・R17）から一次回帰分析により、各年の人口を算出する。各年の人口に死亡率（③で算出）を乗ずることにより、各年の死亡者数を算出する。

各年の死亡者数を合計して、計画期間の死亡者数を算出する。

	R2→R7	R7→R12	R12→R17	R17→R22	R22→R27	R27→R32
	2020年→ 2025年	2025年→ 2030年	2030年→ 2035年	2035年→ 2040年	2040年→ 2045年	2045年→ 2050年
総数		948	947			
0～14歳		1	1			
15～64歳		81	73			
65歳以上		867	873			
備考		推計	推計	推計	推計	推計

⑤計画期間での死亡者数のまとめ

計画期間の前期、後期に区分して、死亡者数と年平均死亡者数を取りまとめる。

	死亡者数（人）	
	期間内	年平均
R7→R12 (2025年→2030年)	948	190
R12→R17 (2030年→2035年)	947	189
計（計画期間）	1,896	190

ステップ2:「公営墓地（骨堂を除く）フレーム」の試算

①住民意向調査結果による墓地需要【需要】

住民意向調査（問5）では、「利用できる墓地はあるが、町内で新たに墓を建設する予定である」「利用できる墓地はないが、町内で墓を建設する予定である」と回答者が全体の4.9%を占めている。また、嘉手納町が公営墓地を整備し、町民に公募した場合の希望（問15）のほか、今後、嘉手納町内に墓の建設が増加することを想定した際、新たな公営墓地の整備の必要性（問16）に対する回答を得た。

		回答数	母数	墓地需要	備考
I	町内で墓を建設する予定である	38	781	4.9%	問5
II	公営墓地を整備した場合は希望する	372	784	47.4%	問15
III-1	新たな公営墓地の整備の方が良い	278	781	35.6%	問16
III-2	既存の霊園を広げる方が良い	169	781	21.6%	問16
III-3	納骨堂を整備した方が良い	220	781	28.2%	問16

②将来の墓地需要の試算【需要】

住民意向調査では、町内で墓を建設するとの回答者（問5）全員が公営墓地を希望すると回答（問15）した。このため、死亡者数に、町内での墓需要率を乗することにより、公営墓地の希望者数を算出する。住民意向調査の納骨堂の希望率から、納骨堂（公営墓地）と納骨堂以外の（公営墓地）の希望者【需要】を算出する。

		単位	数値	備考
A	死亡者数（年平均）	人/年	190	
B	町内で墓を需要率	%	4.9%	
C	町内で墓を需要（年平均）	人/年	9	
D	公営墓地の希望率	%	100.0%	アンケート個別意向より
E	公営墓地の希望者（年平均）	人/年	9	
F	納骨堂の希望率	%	28.2%	
G	納骨堂(公営墓地)の希望者（年平均）	人/年	2.6	E×F
H	納骨堂以外(公営墓地)の希望者（年平均）	人/年	6.6	E-G
I	納骨堂以外(公営墓地)の希望総数	人	66	

③移転対象墓地【需要】

公営墓地の需要として、「1. 現状からの課題（第5章）」で整理した移転対象墓地数を再掲する。

		移転対象墓地（基）	備考
A	「公園などの公共施設」内の墓地	97	
B	「主要な幹線道路沿道」の墓地	67	
C	計	164	

④公営墓地（霊園）の状況【供給】

公営墓地の供給として、「3. 墓地の分布や推移（第3章）」で整理した霊園毎の管理区画数と空き区画数を再掲する。

		管理区画数（基）	空き区画数（基）	空き区画率	備考
A	久得霊園（41.9ha）	772	32	4.1%	
B	嘉手納霊園（0.65ha）	199	74	37.2%	
C	水釜霊園（0.27ha）	20	7	35.0%	
D	計	991	113	11.4%	

⑤公営墓地（納骨堂を除く）フレームのまとめと留意事項

公営墓地（納骨堂を除く）の需要は、「②将来の墓地需要の試算」「③移転対象墓地」で算出した墓地数の合計値とする。また、公営墓地（納骨堂を除く）の供給は、「④公営墓地（霊園）の状況」で整理した空き区画数とする。

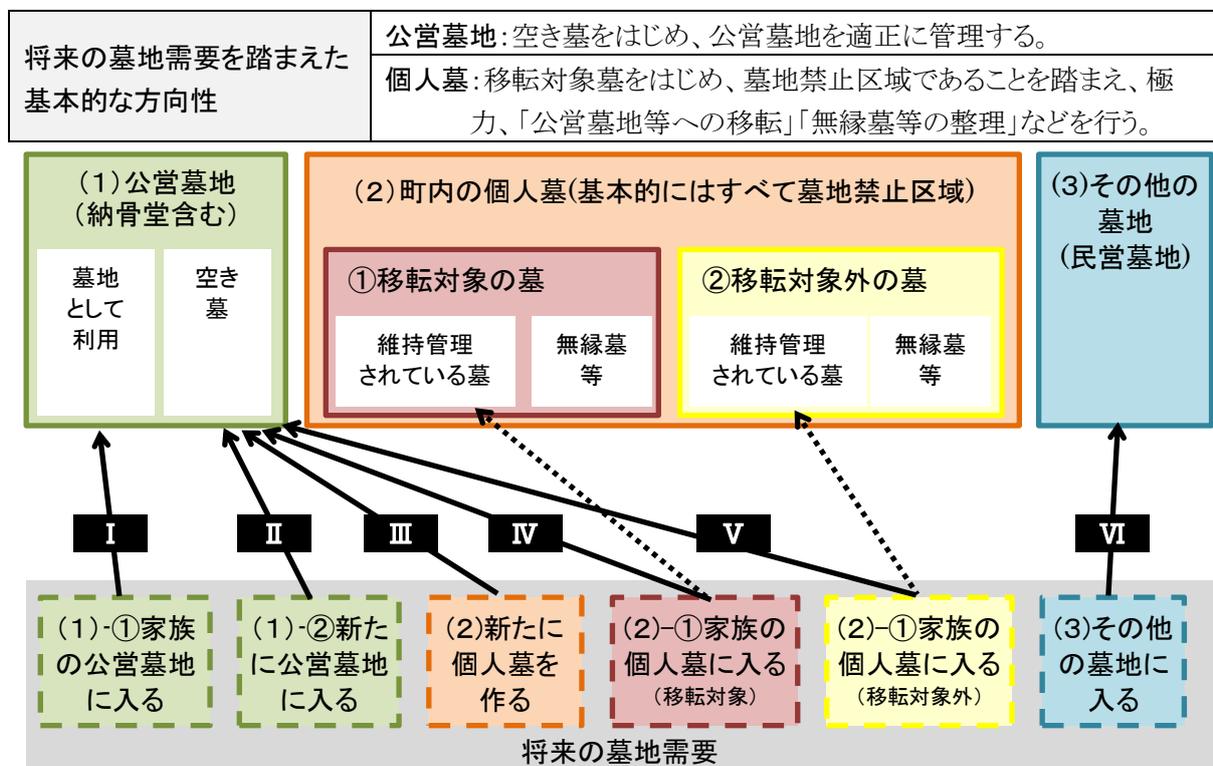
また、算出した需要と供給に関する墓地数に対する留意事項を整理する。

墓地（基）		留意事項
需要	230	・「墓地離れ」「納骨堂の需要増大」による旧来から墓地需要の減少(②) ・墓地内の空き墓の発生による需要減少(③)
供給	113	・公営墓地内の墓じまいによる空き区画の増加による供給増加(④) ・公営墓地の墓地面積の縮小等のコンパクト化による供給増加(④)

第6章 墓地行政の方針

1. 墓地施策の基本方針

将来の墓地需要を踏まえた基本的な方向性、需要に対する考え方、優先施策を整理した上で、墓地施策の基本方針を設定する。



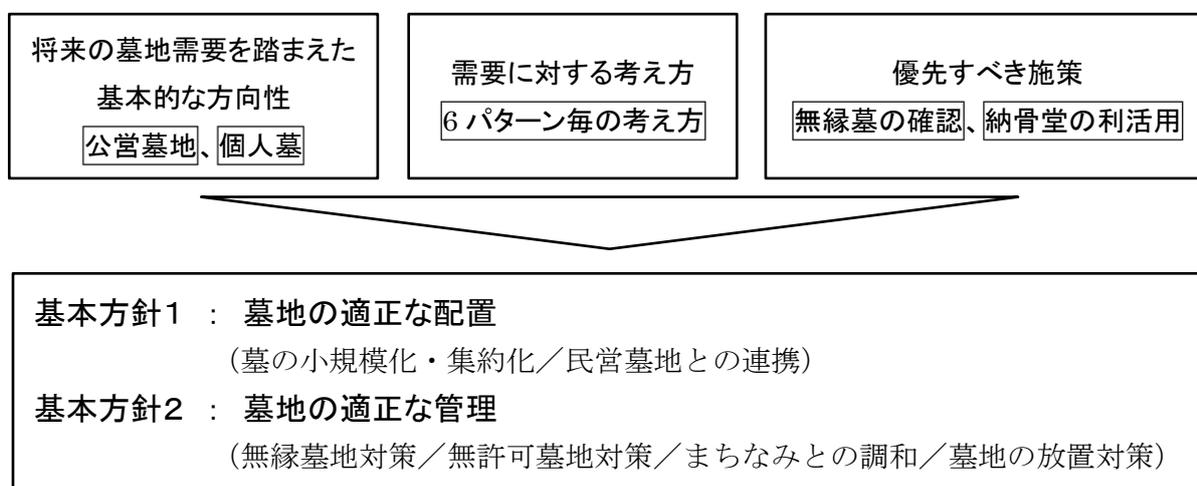
需要に対する考え方	(1)-①家族等の公営墓地に入る	●公営墓地内に家族の墓を持っている方は、納骨堂への移転に対する意向確認した上で、墓に入ってもらおう。【Ⅰ】
	(1)-②新たに公営墓地に入る	●新たに公営墓地の希望者に対して、定期的に募集するなど、公平に公営墓地(納骨堂含む)に入ってもらおう。【Ⅱ】 ※町内に点在する墓の減少が最優先のため、公募については移転対象墓、移転対象外墓への対応の次の段階として検討
	(2)新たに個人墓を作る	●個人墓の増加を防ぐため、極力、公営墓地(納骨堂含む)に入ってもらおうよう調整する。【Ⅲ】 (やむを得ない場合は、許可申請の上、自治会や周辺住民の同意の上、個人墓を作ることを認める。)
	(2)-①家族等の個人墓に入る(移転対象)	●移転対象墓を減少させるため、積極的に公営墓地(納骨堂含む)に入ってもらおうよう調整する。【Ⅳ】 (やむを得ない場合は、家族等の個人墓に入ることを認める。)
	(2)-①家族等の個人墓に入る(移転対象外)	●公営墓地(納骨堂含む)に入ってもらおうよう調整する。【Ⅴ】 (やむを得ない場合は、家族等の個人墓に入ることを認める。)
	(3)その他の墓地に入る	●町が適切な支援を行い、民営墓地などに入ってもらおう。【Ⅵ】

優先すべき施策	無縁墓の確認: 墓地禁止区域内の無縁墓を調べて、納骨堂(公営墓地)への移動(改葬)の可能性などを整理する。
	納骨堂の利活用: 十年間で公営墓地の需要(230 基)が供給(113 基)を上回る試算結果を踏まえ、納骨堂(久遠堂)の利活用を検討する。

墓地行政の基本方針としては、公園や主要な幹線道路沿道の墓地 164 基の解消を最優先とし、そのための取り組みを進めていくこととする。その前提のもと、164 基の移転先は確保した上で、それ以上の墓地用地の確保の状況により、町民の様々な墓地需要に応じていく取り組みを進めていくこととする。

将来の墓地需要を踏まえた基本的な方向性として、公営墓地では、空き墓をはじめ公営墓地を適正に管理する。一方で個人墓では、移転対象墓をはじめ、墓地禁止区域であることを踏まえ、極力、「公営墓地等への移転」「無縁墓等の整理」などを行うことを設定する。

将来の墓地需要に対する考え方として、町民が選択する「家族等の公営墓地に入る」「新たに公営墓地に入る」「新たに個人墓を作る」「家族等の個人墓に入る（移転対象）」「家族等の個人墓に入る（移転対象外）」「その他の墓地に入る」といった6つの需要パターン毎に町の考え方を設定する。その上で、優先すべき2つの施策として、無縁墓の確認及び納骨堂の利活用を設定する。



将来の墓地需要を踏まえた基本的な方向性、6つの需要パターンに対する考え方、及び優先すべき施策を踏まえ、墓地施策の基本方針として、「墓地の適正な配置」及び「墓地の適正な管理」を設定する。

(墓地等の構造)

第6条 墓地等の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、町長は、土地の状況、特殊の構造等から附近に公衆衛生上支障がないと認めた場合には、この基準を緩和することができる。

(1) 墓地

- ア 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けなければならないこと。
- イ 道路の有効幅員は、1メートル以上とすること。
- ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。
- エ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。
- オ 墓地区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。
- カ 管理事務所(面積が1ヘクタール以上の墓地に限る。)、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場(墳墓数に100分の10を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の駐車区画を有するものであること。)を設けること。

(2) 納骨堂

- ア 納骨堂を他の建物の中に設置するときは、その区画を明らかにすること。
- イ 焼骨の収蔵が確実にでき、かつ、耐火構造とすること。
- ウ 出入口及び堂内納骨棚は、鍵のかけられる設備をすること。

(3) 火葬場

- ア 周囲は、内部が見通せない高さの障壁で境界を設け、かつ、樹木を植栽すること。
- イ 火葬炉は、臭煙等の公害防止装置を設備すること。
- ウ 死体置場、付添人控所その他必要な附属施設を設けること。
- エ 灰棄場は、火葬場内の一定の場所に不浸透性材料をもって造り、かつ、雨覆いを設けること。

※嘉手納町墓地等の経営許可等に関する規則

基本方針1:墓地の適正な配置

●公営墓地における1区画当たりの面積縮小等による多様な墓地需要への対応【墓の小規模化】

町内で最も大きい久得霊園は、772区画を管理しており、区画規模は、12㎡、24㎡、33㎡と複数ある。県内では、空き墓地を分割して需要にに応じている事例もある。

民営墓地を含めた県内の墓地の区画規模や住民ニーズを踏まえ、公営墓地のより多くの受け皿の確保や多様な墓地需要への対応するために、公営墓地における1区画当たりの面積縮小等を検討する。

●移転対象墓の継続的な取組【墓の集約化】

移転対象墓は、現行計画で「公園などの公共施設内」「主要な幹線道路沿道」の墓地を位置づけ、移転促進を進めているが、移転が進んでいないことが実情である。特に、死亡者の縁故者がいない墳墓である「無縁墳墓」は、適切な維持管理が実施されないなど、周辺環境に悪影響を及ぼすことが懸念される。

移転対象墓地は、今後も引き続き移転促進を進めることを基本とする。特に、公園等の公共施設内の墓地については、公園等の整備・改善に併せた移転のみならず、墓地の維持管理者と協力して、公営墓地等への移転など、墓地の集約化を計画的に実施する。

移転先として、町内の既存の納骨堂（久遠堂）の利活用を検討する。現在は、無縁墓地移転による利用が主となっているが、納骨堂の棚数は空きスペースがあることから、移転対象墓の受け皿としても活用できるように施設の改修や規則の整備を行う。

町内に点在している墓の集約化の可能性を把握するため、墓地が密集するエリアにおいては、立て看板の設置等により移転意向を確認し、移転対象墓を優先に移転対象外の墓も含め集約化を図ることとする。移転意向はない、または見込み等がないと判断できる場合は、町民に対する公営墓地の公募についても段階的に検討する。

●町内外の寺院等との連携【民営墓地との連携】

墓や位牌に関する供養の相談会を、宗教法人等が主催、町が後援するかたちで、定期的を実施している。各家庭に合った供養として、民営墓地を選ばれる相談者も多数存在する。町民に対する様々な選択肢の確保とともに、町内での墓用地の不足にも有効な方策である。

公営墓地のみならず多様な選択肢の中から、町民が選択できる環境を維持継続させるためにも、各墓地の特性や役割を周知しながら、町外の民営墓地のほか、町内のお寺との連携を図る。

基本方針2:墓地の適正な管理

●庁内関係部署と連携した墓の管理【無縁墓地対策】

無縁墳墓の問題は、継承していた人が死亡した際に表面化することが多く、空き家問題と共通している。また、空き家に位牌があり、空き家解体が進まないケースもある。一方で、空き家問題が深刻化する中、2024年4月から家や土地を相続する際、所有者の「相続不動産の名義変更」が義務付けられた。

無縁墳墓について「発生抑制」「適正管理」「移転（改葬）」といった各段階において、庁内関係部署と連携した取組を検討する。特に、国・県や県内市町村の動向を注視しながら、墓地の継承手続義務化など「発生抑制」のための対策を検討する。

無縁墳墓と同様に、位牌や仏壇が残っていることで空き家となっている状況も想定される。期限を定めたくえで位牌を預かり、関係課と空き家対策を進めることも検討する。

●住民・自治会と連携した墓の管理【無許可墓地対策】

市街地にある墓地の中には、無許可で建設している墓地もあることが想定され、今後も無許可墓地建設によって、市街地への悪影響が顕在化することが懸念される。

墓地建設には許可が必要になるといった墓地埋葬法の周知に努めるとともに、行政担当課による巡視パトロールや自治会等地域住民との連携、墓地建設業者及び墓地建設依頼者への指導に努める。特に、墓地建設を許可した許可表示板などの設置や建設許可証の掲示とともに、無許可墓地に対して、撤去などの対策を検討するものとする。

●住宅地・沿道地における環境・景観の向上【まちなみとの調和】

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく「嘉手納町墓地等の経営許可等に関する規則」によって、嘉手納町では、殆どの地域が墓地建設の禁止区域となっている。一方で、移転対象墓地をはじめとする個人墓地が公営墓地等に移転（改葬）することには、時間を要する。

墓地所有者とともに、行政担当課や自治会等地域住民との連携のもと、必要な維持管理を行うなど、住宅地・沿道地における環境・景観の向上に努める。また、歴史的資源と成り得る亀甲墓などの墓地については、今後も保全に取り組む。

●墓地の返還の促進【墓地の放置対策】

嘉手納町霊園条例第14条では、墓地を返還する場合は、原状に回復（墓を撤去）し返還する方法と墓はそのままで返還することも可能となっている。一方で、原状回復しなければならないと考えている人が、その撤去費の目途が立たず、返還できていない状況も想定される。

墓があつたままでも墓地の返還ができる方法を住民等に周知するとともに、墓地を返還したい人と墓地を取得したい人とのマッチングの方法について検討し、墓地の返還を希望する人を支援する。

2. 墓地の整備・誘導等の方針

基本方針「墓地の適正な配置」「墓地の適正な管理」を踏まえ、より具体的な取組として、墓地の整備・誘導等の方針を取りまとめる。

(1) 墓地禁止区域から公営墓地・納骨堂への移転

①無縁墳墓の確認

無縁墳墓は、埋葬等に関する法律施行規則 第2条のほか、同規則第3条の定めるところに従い、その手続を行う。これは、墳墓の所有権、地上権等の私法上の物権等の処置に関するものではないことに留意する必要がある。

個人墓地や公営墓地については、管理料の滞納、その間の墓参の形跡もみられないのであれば、墓地経営者（主体）としては放置できない問題である。しかし、管理料滞納、墓参形跡がみられないことを契機に、「準備」に着手するのはよいとしても、後日、縁故者であるとして墳墓や遺骨に関する権利を主張する者が現れてトラブルとなる可能性を念頭に置き、慎重に行う。

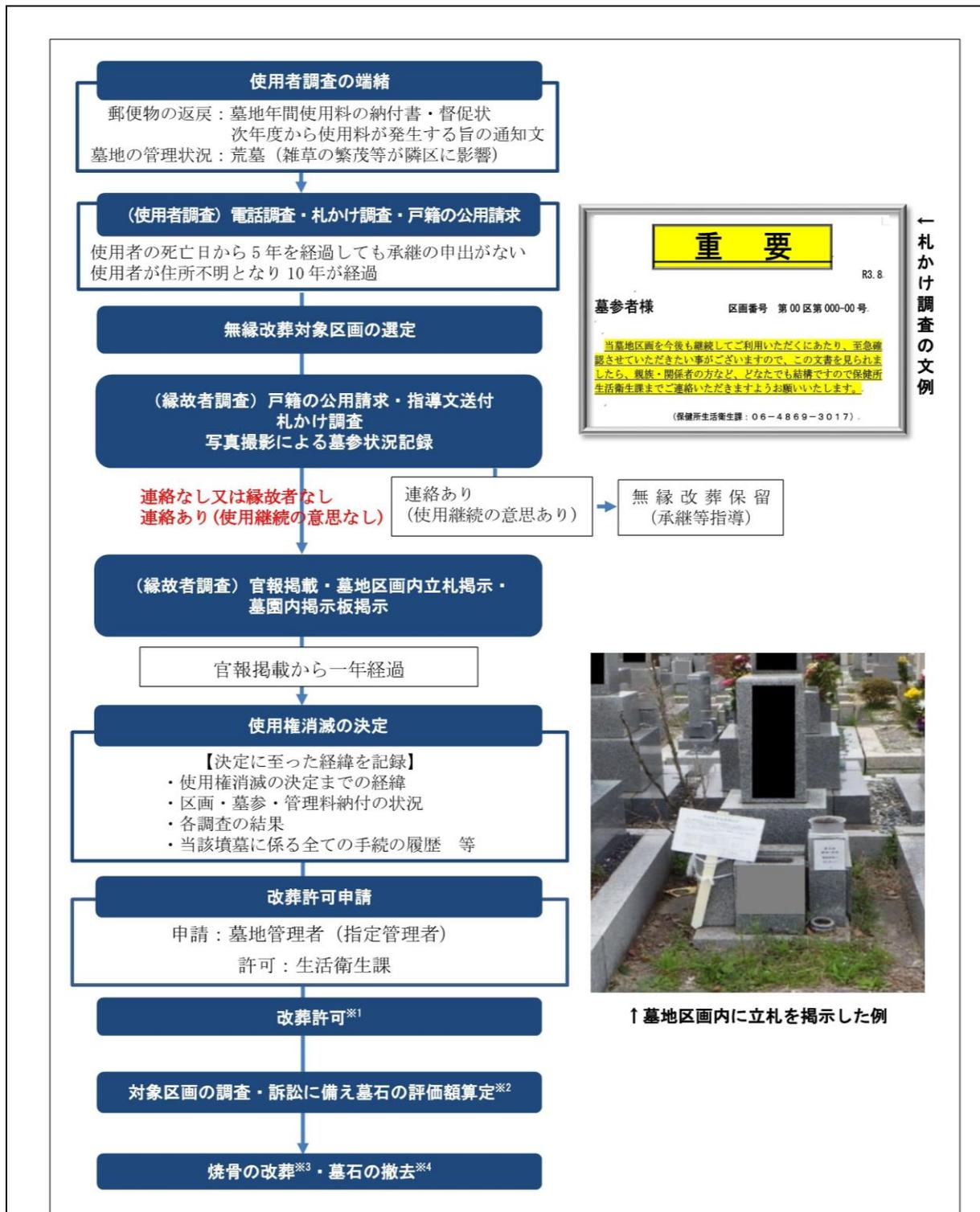
具体的には、国・県や県内市町村の動向を注視しながら、写真撮影による墓参状況記録などの「使用者調査」、墓地区画内に立札の提示などの「縁故者調査」を行った上で、使用権消滅を決定するといった流れや手続きのほか、無縁墳墓であると確定するために最低限必要な期間について検討・整理する。

②無縁墳墓の移転

代執行の条例などがある場合は、それに従うことになるが、一般的には、墓地の区画に墓石等が放置されている場合には、墓石等の所有者（祭祀承継者又は相続人若しくは相続財産法人）を相手方として、墓石等の撤去及び区画の明渡しを求める訴えを提起し、請求認容の確定判決を得た後、当該判決を債務名義とする強制執行手続において撤去・処分を行うといった流れや手続きについて、検討・整理する。

また、「墓地使用料の返還」「墓石撤去への支援」「合祀墓への改装支援」など、無縁墳墓の移転促進に寄与する取組についても検討する。

【参考】無縁墳墓等の解消のための手順例



※1 この許可をもって「無縁墳墓」と確定する。

※2 墓地の寸法や石材の材質等の評価額（同等の墓地を新設する場合の費用）の算定を石材店に委託している。

※3 焼骨：骨壺を●●墓園の無縁塚に一時保存。保存期間は未定

※4 墓石

(1) 法令に墓石の保管期間の定めがなく、保管場所も限られているため、棹石のみ●●墓園の敷地内に一時保存 保存期間未定。民法第162条第1項を根拠に20年経過後廃棄するとの内規策定を検討中

(2) 撤去費用は、数十万円/基（サイズによる。）

(3) 無縁改葬対象区画者の選定から墓石の撤去まで、最短3年で実施

参考:「墓地行政に関する調査 令和5年9月 総務省」を基に概要整理

■墓地、埋葬等に関する法律施行規則

第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別(死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名)
- 二 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)
- 三 埋葬又は火葬の場所
- 四 埋葬又は火葬の年月日
- 五 改葬の理由
- 六 改葬の場所
- 七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者(以下「墓地使用者等」という。)との関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 墓地又は納骨堂(以下「墓地等」という。)の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面(これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面)
- 二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
- 三 その他市町村長が特に必要と認める書類
(昭四五厚令一二・平一一厚令二九・一部改正)

第三条 死亡者の縁故者が無い墳墓又は納骨堂(以下「無縁墳墓等」という。)に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体(妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。)又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 無縁墳墓等の写真及び位置図
- 二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
- 三 前号の官報を出力した書面又は官報の発行に関する法律(令和五年法律第八十五号)第十条の規定により交付された当該官報に係る電磁的官報記録(同法第五条第二項に規定する電磁的官報記録をいう。)を記載した書面の写し(同号の公告を同法第十一条第一項に規定する書面官報への掲載により行つたときは、同条第五項の規定により頒布された当該書面官報の写し)及び立札の写真
- 四 その他市町村長が特に必要と認める書類

(2) 納骨堂・合葬墓の確保

① 納骨堂・合葬墓の整備の必要性

納骨堂・合葬墓は、墓じまいの改葬先、お墓のない人の納骨先、無縁改葬の改葬先をはじめ、今後の墓地需要の対応するため、整備の必要性があると判断する。

また、平成25年と令和7年の住民意向調査結果を比較すると、「新たな公営墓地の整備はせず、納骨堂を整備した方が良い」との回答（15.1%⇒28.2%）が多くなっている。

② 納骨堂・合葬墓の確保に際して

先行事例調査として、県内を中心として、公営墓地や民営墓地における納骨堂や合葬墓（一つのお墓に複数の遺骨を一緒に埋葬する形態）の整備・運営方針を把握・確認する。その上で、納骨堂（久遠堂）の利活用や合葬墓の整備に向けて、管理・運営の方針などの基本的な考え方について検討・整理する。

表 納骨堂と合葬墓の管理・運営の方針（例）

納骨堂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納骨堂は、合葬墓として共同埋蔵される前に使用許可を受けた日から数十年間（例えば 13 年間）、納骨壇に骨壺を収蔵する部屋とする。 ・ 納骨堂の使用期間が経過すると自動的に合葬墓へ共同埋蔵する。 ・ 納骨壇は 1 体用納骨壇と 2 体用納骨壇の 2 種類とする。 ・ 納骨堂は、契約料以外に毎年あずかり料を頂くこととする。 ・ 納骨堂へは基本的に納骨時以外は入れない。
合葬墓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一旦、合葬墓に埋蔵された焼骨は返還することができない。 ・ 合葬墓は、複数の焼骨を共同で埋蔵するところとする。 ・ 納骨堂に納骨していた焼骨を麻袋等に移し合葬墓に埋蔵する。 ・ 合葬後は永代に渡り町が管理する。（毎年あずかり料を頂けない場合は、合葬墓に埋蔵する。） ・ 合葬室へは入れない。

【参考】合葬式施設の設置例



参考:「墓地行政に関する調査 令和5年9月 総務省」を基に概要整理

③納骨堂・合葬墓の確保に向けた取り組み方針

令和7年の住民意向調査結果における納骨堂の形式は、「ロッカー式」との回答(33.0%)が選択肢の中で最も多くなっている。納骨堂(久遠堂)の利活用として、「ロッカー式」のような使い方を基本にしつつ、年齢別や家族構成別での傾向の違いなど、住民意向の詳細を確認しながら、改修を進める。

また、沖縄県のように、全ての遺骨を骨壺や墓に入れることは、広いスペースが必要になる。内地では、分骨が基本で喉ぼとけなどの一部の遺骨を骨壺や墓に入れることが通常である。このため、分骨をはじめ、恒久的な納骨堂や合葬墓の維持のための必要な取組を調査・検討する。

第7章 今後の課題

1. 住民等への周知・連携

墓地行政は、住民や自治会等との連携のもと、実施することが不可欠である。このため、「墓地施策の基本方針（第6章）」で設定した、墓地の適正な配置としての「墓の小規模化・集約化」「民営墓地との連携」のほか、墓地の適正な管理としての「無縁墓地対策」「無許可墓地対策」「まちなみとの調和」「墓地の放置対策」に関する方針を周知・共有することに努める。

併せて、より具体的な取組として、墓地の整備・誘導等の方針としての「墓地禁止区域から公営墓地・納骨堂への移転」「納骨堂・合葬墓の確保」を周知・共有することに努める。

その上で、住民等のニーズを常に確認しながら、方針に沿った取組を進める。

2. 民間との協力・連携

公営墓地のみならず多様な選択肢の中から、町民が選択できる環境を維持継続させるためにも、各墓地の特性や役割を周知しながら、町外の民営墓地等のほか、町内のお寺との連携を図り、墓地行政を進める。

表 墓地経営・管理の指針等(抜粋)

■墓地経営の許可に関する指針

(1)基本的事項

- 墓地経営者には、利用者を尊重した高い倫理性が求められること。
- 経営・管理を行う組織・責任体制が明確にされていること。
- 計画段階で許可権者との協議を開始すること。
- 許可を受けてから募集を開始すること。

(2)墓地経営主体

- 墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。
- いわゆる「名義貸し」が行われていないこと。
- 墓地経営主体が宗教法人又は公益法人である場合には、墓地経営が可能な規則、寄附行為となっていること。
- 経営許可申請者が墓地経営を行うことを意思決定したことを証する書類が存すること。

(3)墓地の設置場所及び構造設備

- 墓地の設置場所について、周辺的生活環境との調和に配慮されていること。
- 墓地の構造設備について、一定以上の水準を満たしていること。

(4)他法令との関係

- 当該墓地経営を行うに当たり、他制度の許可も要する場合には、当該許可を得たことを証する書類が存すること。

(5)安定的な経営管理計画

- 安定的な経営を行うに足りる十分な基本財産を有していること。
- 自ら土地を所有していること。
- 土地に抵当権等が設定されていないこと。
- 当初から過度な負債を抱えていないこと。
- 中長期的需要見込みが十分行われていること。
- 中長期的収支見込みは適切であること。将来にわたって経営管理が可能な計画を立てていること。
- 墓地以外の事業を行っている場合には経理・会計を区部するようにすること。

(6)墓地使用契約

- 基本的に標準契約約款に沿った内容であること。
- 契約内容が明確であること。
- 契約に際し十分利用者に契約内容が説明されるようにすること。その前提として、契約書及び重要事項の説明書が作成されていること。
- 料金に関する規定が明確であり、利用者に十分説明が行われるものであること。
- 使用期限に関する規定が明確であり、利用者に十分説明が行われるものであること。
- 契約解除の場合にも使用者の保護が図られていること。

(7)許可の際の条件

- 許可の際に以下のような条件が付されることが望ましいこと。
 - ・使用料等を原資とする管理基金の造成
 - ・監査法人による財務監査の受検
 - ・財務関係書類の作成、公開 等

(8)現地調査

- 申請内容と実態が合致しているかを確認するため、現地調査を行うこと。

出典：平成 12 年 12 月 6 日 厚生生活衛生局長

第2次嘉手納町墓地整備基本計画

発 行: 嘉手納町 産業環境課

住 所: 〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地

電 話: 098-956-1111(代)

調査編集: 日本工営都市空間 株式会社

住 所: 〒901-0155 沖縄県那覇市金城 5 丁目 5 番地 8

電 話: 098-852-1960(代)

発行年月: 令和 7 年度(令和 7 年 3 月)